## 平成31年第1回立科町議会定例会会議録

- 1. 招集年月日 平成31年3月8日(金曜)
- 1. 招集の場所 立科町議会議場
- 1. 開会 午前10時 宣告
- 1. 応招議員

1番 今井 英昭 2番 森澤 文王 3番 今井 清

4番 村田 桂子

7番 榎本 真弓 8番 森本 信明 9番 土屋 春江

10番 滝沢寿美雄 11番 田中 三江 12番 西藤 努

- 1. 不応招議員 な し
- 1. 出席議員 10名
- 1. 欠席議員 な し
- 1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 米村匡人 副町長 山浦智城 教育長 宮坂 晃

総務課長 長坂徳三 企画課長 竹重和明

町民課長 齋藤明美 建設課長 片桐栄一

農林課長 今井一行 会計管理者 市川清美

教育次長 市川正彦 庶務係長 荻原義行

農業委員会長 宮下芳昭

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 遠山一郎 書記 伊藤百合子

散会 午後2時33分

議長(西藤 努君) おはようございます。これから、本日、3月8日の会議を開きます。 報告します。小平観光商工課長から、所要のため、欠席届が出ております。

> 本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンの議場固定カメラからの取材撮影と信 濃毎日新聞社の取材を許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 一般質問

議長(西藤 努君) 日程第1 一般質問を行います。

最初に、7番、榎本真弓君の発言を許します。

件名は 1. 太陽光発電施設の設置行政指導ガイドラインの策定についてです。 質問席から願います。

### 〈7番 榎本 真弓君 登壇〉

**7番(榎本真弓君)** 7番、榎本です。おはようございます。今期最後の質問になります。議員それぞれ、気合いの入った質問をしております。私も負けずに頑張りたいと思います。

この4年間の中で、町中を回らせていただいたときに、大変、町の中が殺伐として きたなと感じているのは、いろいろなところでの山林、また目立つのは太陽光であり ます。今回は、その太陽光について質問をさせていただきます。

太陽光発電施設は、FIT法、固定価格買取制度の施行以来、全国的に拡大する一方で、安全に対する不安や景観、自然環境の影響などから、地域住民の理解が得られず、トラブルになっているところもあります。

立科町においては、現在、太陽光発電に特化したガイドラインはないため、開発基本条例及び施行規則により対応しているところですが、再生可能エネルギーの普及が進み、今後増え続くと予測される太陽光発電に対し、開発に際しての適正な設置と管理を行うためのガイドラインの策定が急務と考えます。

昨年12月議会において、開発行為に際し1,000平方メートル未満の太陽光発電施設ガイドラインについて、同僚議員が質問をしています。そのときの担当課は「指導要綱を策定することを検討する」、また町長からは「しっかりと議論を深める」という答弁がありました。

そこで、最初の質問をします。太陽光発電施設の設置について、行政指導ガイドラインの策定は、その後どのように進んでいるのか、進捗を伺います。

議長(西藤 努君) ただいまの質問に対し、答弁を求めます。米村町長、登壇の上、願いま す。

### 〈町長 米村 匡人君 登壇〉

**町長(米村匡人君)** おはようございます。ただいまの榎本議員の太陽光発電施設設置行政指導ガイドラインの策定についてというご質問にお答えをさせていただきます。

今議員がおっしゃったとおり、全国的、まあ世界的に今、温室効果ガスの影響による地球温暖化の問題の中で、再生可能性エネルギーの普及が進んでいることは、皆さんもご承知のことだというふうに思います。そういう中で、立科町だけではなく、各行政の中でも太陽光発電施設の設置が多くなっていることも、皆さんのご指摘のとおりだというふうに思っています。

また、12月議会においては、担当課から「指導要綱に対する検討をする」、また私からも「しっかりと議論を深める」というような答弁をさせていただいております。

そういう中で、太陽光発電施設の設置に係るガイドライン及び指導要綱の制定について、これまでも皆さんから多くの一般質問を受けており、また現在、企画課内でも研究協議を行っており、開発基本条例施行規則の一部改正案と、また太陽光発電施設の設置に係る指導要綱の素案の策定を、現在進めております。その素案をもとに、立科町開発審議会条例第2条第5号の「その他良好な環境の保全及び確保に関する必要な事項」として、立科町開発審議会に諮問し、審議をいただくことを現在考えております。

### 議長(西藤 努君) 7番、榎本真弓君。

**7番(榎本真弓君)** それでは、その後どのような進捗をたどっているのか、その内容について伺ってまいります。

私の今回の質問は、開発基本条例に即したものになっておりますので、担当課のほうからの答弁も、その後これから見直しをかけていくものについての内容で答えていただければ大丈夫です。

開発基本条例施行規則には、面積「1,000平方メートル以上」の開発となっております。現在、その面積がどうしても審議会にかかってこないものになっておりますが、その面積に満たない行為、その開発が行われた場合、その対応はできておりません。 開発基本条例施行規則第7条、その3「開発行為の面積が1,000平方メートルに満たないもの」についての議論はどのように深まったのか、答弁をお願いいたします。

### 議長(西藤 努君) 竹重企画課長。

**企画課長(竹重和明君)** お答えをさせていただきます。

現在、近隣市町村の既に作成された指導要綱・ガイドラインを参考に、企画課内で研究協議をして、ガイドラインに当たる技術的取扱要領も含めた、太陽光発電設備の設置に係る指導要綱の素案の策定作業を進めております。実際に、1,000平方メートル未満として工事を始め、周辺住民から苦情があったケースもありますので、現行の開発基本条例施行規則では届け出の対象とならない1,000平方メートル未満の太陽光

発電設備の設置に係る開発行為についても届け出を求める内容とする方向で考えております。

また、その策定を進める段階では、この指導要綱がより有効なものとなるよう、その素案をもとに立科町開発審議会に諮問をし、審議をいただくことを考えております。 具体的には、近隣市町村の指導要綱を参考にしておりまして、そこには太陽光発電設備の設置に係る届け出の対象を1,000平方メートル未満と考えておりますが、具体的な届け出の基準は、面積とする方法と、太陽電池モジュールの合計出力とする方法等もあります。また、その基準となる面積・容量についても、開発審議会の委員さんにご相談したいと考えております。

以上です。

議長(西藤 努君) 7番、榎本真弓君。

**7番(榎本真弓君)** それでは、その今度係ってくるという開発基本条例の施行規則、条例改 正には至らない施行規則に素案を出す場合、それは太陽光に特化したものと受けとめ てよろしいんでしょうか、それとも開発行為のそのもので太陽光も網羅しようとして いるのか。そのあたりは、どうでしょうか。

議長(西藤 努君) 竹重企画課長。

**企画課長(竹重和明君)** 今、素案を策定しているものは、1,000平方メートル未満のものについては太陽光発電設備の設置に係るものの届け出となっております。

議長(西藤 努君) 7番、榎本真弓君。

7番(榎本真弓君) 今回、私の冒頭の質問は、太陽光発電の設置に対しての「行政指導ガイドライン」。基本、開発行為そのもの自体を言っているのではなく、その中から、太陽光発電施設にかかわるものに対してのガイドラインを策定するべきではないかと申し上げているところです。

その素案がどのように出てくるのか、また審査するようになりますけれども、やはり課長として、その開発施行規則の中だけで、それが全部、指導要綱にできるのか。 そのあたりは、どのようにお考えになっていますか。

議長(西藤 努君) 竹重企画課長。

企画課長(竹重和明君) 開発基本条例で届け出を出す定めは、開発基本条例の施行規則第 7条第3号のところにうたわれていまして、その部分に「太陽光発電施設に限って、 こうする」という規定を入れることによって、それが、届け出が必要になると考えて おります。

以上です。

議長(西藤 努君) 7番、榎本真弓君。

**7番(榎本真弓君)** 近隣市町村、その中、皆さんそれぞれ太陽光に合わせた、太陽光に特化 したガイドラインを策定をしております。

東御市においては、この2月、この31年2月に、太陽光発電施設設置に関するガイ

ドラインを策定し、公表をしております。太陽光発電設備の設置が増加が見込まれることに対し、環境保全に配慮した、地域住民との良好な合意形成の上で、市民の安心・安全を確保することを目的としています。出力10キロワット以上、売電目的の施設を対象とし、防災や景観、環境面の影響を考慮しています。一般家庭の屋根と敷地に設置するものは除く、となっています。

続けて、企画課長に質問いたしますが、先ほどの答弁の中にもありましたが、発電施設の出力と設置する面積と、両方の議論が必要ではないかと考えておりますが、その点はどのように議論されたのか伺います。

### 議長(西藤 努君) 竹重企画課長。

企画課長(竹重和明君) お答えさせていただきます。

先ほども述べたとおり、近隣市町村の指導要綱の中には、面積で規定するもの、あと太陽電池モジュールの合計出力で規定するもの、その2通りがございまして、その基準となる面積、あと、10キロワットと今議員さんおっしゃられたとおり、容量についても、それぞれ異なっております。その部分については、私どももこういう案はございますが、開発審議会の委員さんにご相談して決めていきたいと考えております。以上です。

## 議長(西藤 努君) 7番、榎本真弓君。

**7番(榎本真弓君)** 開発審議会の議員は、またその審査に及ぶ委員の皆さんは、大変な大役 だと感じました。

続けて企画課長に質問をいたしますが、他の自治体においては、事業地の選定ですね、その事業地の選定を、事業者の計画の段階から、設置を避けるべきエリア、環境を整えれば可能となるエリアなどを当然区分をしています。設置に際しては必ず地元の同意が必要であるなど、また、太陽光発電施設の計画があれば市民がどのような点を逆に確認をすればよいか、その説明会に際して市民からどのようなことをその事業者の計画に質問をしたらよいかなど、それも、ガイドラインに明記をしています。

立科町の開発基本条例だけをこれから見直すというのであれば、とても、この市民 目線からの質問項目は、載ってはきません。これが、やはりガイドライン、太陽光に 特化したガイドラインをつくる大変重要な目的も、ここにかかわっていると思います。 今、立科町が行われているものは、あくまでも施行規則の見直しになっている。ただ し、この施行規則を見るだけでは、やはり市民目線から考えた場合、事業者が計画の 説明会を開いたときに質問するという、そのサポートには、ならない。やはり、これ が太陽光に特化したガイドラインをつくるべきだと、私は申し上げておきます。

立科町の基本開発条例の中には、最終的には工事完了というものも決められておりません。ですので、工事を完了した後、その現地の確認、またその届け出の資料に基づいてどのように結果が行ったのかということを確認をするすべが、今現在、ありません。この点は、いかがに思いますか。

議長(西藤 努君) 竹重企画課長。

企画課長(竹重和明君) お答えさせていただきます。

今、つくろうとしているものは、ガイドラインに当たる技術的取扱要領も含めた太陽光発電設備の設置に係る指導要綱でございます。今作業をしておるんですが、当然、近隣市町村の指導要綱を参考にしておりますので、先ほど言われたもの等は、載ってくる内容、検討している内容となります。

それと、太陽光設備に特化した、太陽光発電の設置に係る指導要綱は、開発行為完 了後の適正な管理と事業終了後の適正な処理についての規定も考えております。 以上です。

議長(西藤 努君) 7番、榎本真弓君。

**7番(榎本真弓君)** 先ほどの質問には、当然その施行見直しの中で行っていくということで確認でよろしいですね。はい。

それでは、逆に、先ほどの質問の中で、市民目線から、計画の段階で説明会があった場合の質問、いろいろな角度から当然サポートができるようなチェック機能を持ったものは、策定の予定はないでしょうか。

議長(西藤 努君) 竹重企画課長。

企画課長(竹重和明君) お答えさせていただきます。

今回、先ほど言ったとおり、技術的取り扱いを定めるものとして、立科町太陽光発電設備の設置に関する指導要綱に規定する届け出の技術的取扱要領というものもつくりますので、この中でいろいろな規定がございまして、これに合致するものかどうかということを説明会のときに聞いていただきたいということで、説明会に何を聞くかというものは、現在策定しているものには含まれておりません。

議長(西藤 努君) 7番、榎本真弓君。

以上です。

7番(榎本真弓君) ぜひ、そのあたりは検討してください。また議論を深めてください。

やはり地元が一番影響を受けるものであります。当然、代表になられたその区長、 部落長も、それをどのように検討したらいいか苦慮されるところで、最終的には事業 者と協定書を結ぶなり、その行為に決断を出さなければいけない、その立場を持たれ ていると思います。ただし、それは、やはりそれぞれの任期があって、地域の役は回 っていきますので、偶然にもそのときになった場合のその心労は、本当にはかり知れ ないものがあると思います。

東御市においては、そのあたりを地域住民がきちんと事業者に質問をできる項目が、あります。当然、役場、まあ行政関係は、防災が一番主となるでありましょうが、やはり地域住民からはいろいろな質問の中に、やはり漏れてはいけない、協定書を結ぶ前に、その計画の段階で、十分な、事業者と話し合いをする、コミュニケーションをとるというのが、その後、何十年もそこに残っている開発行為のものになってきます。

特に、その開発行為の中で一番今危惧されるのが、太陽光発電施設であります。

やはり、この防災に対しての、とても私は、これはいい参考になりましたので、ぜひ、2月に策定した東御市の太陽光発電施設設置に関するガイドラインということで、このガイドラインは、事業者向けでもあり、また住民目線からでもあり、両方からいいコミュニケーションがとれるように沿って説明、また質問項目も書かれています。

行政の場合は、当然、法令関係を全て網羅されているとは思いますが、住民は、なかなかそういったものを調べることはできません。そこの中に、いきなり、こういう計画が持ち上がったとなると、大変、どこから調べていいのか、何の質問をしていいのか、また事業者がそれをわかっているのかと、いろんな意味で行き違いが起きます。そういったものを、やはりこのガイドラインに沿って的確に、チェックをしながら、最終的には、地域に住む住民の皆さんが安心して生活を続けられる、その環境を整えていくものになっています。まあある意味、太陽光発電施設の設置に関しての指南書みたいなものだと思っております。

その住民目線から、やはり、チェック項目も上げられるようなガイドライン、これ は本当に大事なものではないかと思いますので、あわせて検討を深めてください。

続けて、企画課長に質問いたします。

現在、ガイドラインは、まだ策定中で、ありません。このようなものがない中で、 太陽光発電施設の町民からの苦情に対し、どう解決をしていくのか、質問をいたしま す。

## 議長(西藤 努君) 竹重企画課長。

**企画課長(竹重和明君)** お答えをさせていただきます。

先ほど述べたとおり、1,000平方メートル未満として工事を始め、周辺住民から苦情があったものは、太陽光発電設備の設置に係る開発行為の届け出の対象を1,000平方メートル未満にすることで対応したいと考えております。

太陽光発電設備の設置については、太陽光パネル等の設置や造成により発生する土砂災害等のリスクを回避するため、災害発生を防止する対策を講ずることや良好な景観の維持に配慮した開発とすることは、事業者の責任です。しかし、こうした対策や配慮に不十分である場合や、住民に対ししっかりとした説明がなされないために、事業者と地元住民の間で苦情やトラブルとなることが考えられます。

町としては、事業者と地元住民等との間で十分な調整が図られるよう、開発基本条例及び施行規則に基づき行政指導を行い、双方の協力を得ながら、適正な開発行為が 実施されるように努めたいと考えます。

そのため、まずは、問題が発生しないように、現在策定に向けて作業を進めている、 太陽光発電設備の設置に係る指導要綱をもとに、安全面や環境への配慮に欠けた開発 行為を防ぐこととあわせて、事業者から提出される開発事業届の計画が適正であるか、 技術的な基準を専門家に相談し、判断できるような体制が築かれるよう検討をしてお ります。

以上です。

議長(西藤 努君) 7番、榎本真弓君。

7番(榎本真弓君) この太陽光に関しての、やはり先進自治体では、最終的に、行政に許可書という申請をした場合、行政側はきちんと許可、許可書、要するに「これから開発行為に及んでいいですよ」という許可書も発行しているところもあります。やはり、それが最終的な、開発行為に対する、町からの許可、「許可」、何回も言いますが許可ということになります。それを発行するまでの間、当然、事業者は地域住民に説明も深め、また良好な関係をとるようなこともつくっていかなければいけない。

立科町はね、開発に際して、景観条例というものがありません。町づくりに対して の全体的なものを見るものの中に、景観ではどうなのかというものがありません。

当然、開発条例の中で考えていけば、防災というのが一番の大きな審査となってくると思います。当然、その後にも農地の保全とか生態系の維持とか、いろいろな角度から、その許可をどうおろすかというのは、審査の対象になってくるわけです。先ほど申し上げたように、その景観条例がないということになりますと、守られているものは、国定公園の中では自然公園法というのがありますが、昨日、同僚議員が質問をしてくれました文化財、この文化財の範疇になります指定エリア、これが、立科町の中ではきちんと太陽光の議論がされるのになっているかどうかになります。

この質問は、関係するので、教育次長に質問をさせていただきます。文化財の保護 区となる文化財指定エリアは、当然、国指定、県指定、町指定の文化財、それぞれあ ろうと思いますが、その中に太陽光発電施設を計画した場合、どのようになってくる のか、そのあたりの答弁を求めます。

議長(西藤 努君) 市川教育次長。

教育次長(市川正彦君) お答えします。

文化財関係、まあ太陽光発電ということに限ったわけではございませんが、立科町でいけば埋蔵文化財の保蔵地、これに係る部分で開発行為があるとすれば、それは届け出をしていただいて、これについては町のほうで、またその開発行為についての意見を付して、県教委のほうに意見を具申します。そして、県教委のほうで、またその具申について返事が戻ってくるわけですが、その中では、その開発行為に対して町が立ち会いするのか、また試掘をするのか、どういった行為が、どういったことが妥当なのか、そこで決まってきます。その中で町は対応していくと、こんな形になっております。

以上です。

議長(西藤 努君) 7番、榎本真弓君。

**7番(榎本真弓君)** エリアという、広い広範囲なものになると思いますが、立科町、その、 では企画課長、また準備をしといてください。 太陽光発電施設というのは、やはりいろいろ、それは住民の方も、また事業者も計画するところですが、立科町の中の現在の状況では、やはり立地を避けるべきエリアとか、先ほど申し上げたような立地に慎重な検討が必要なエリア、そういった町づくりという観点がまだ行われておりません。今回策定をする、また見直しをするものの中に、このエリアとしての捉え方はどのように議論をされたのか、伺います。

議長(西藤 努君) 竹重企画課長。

企画課長(竹重和明君) お答えいたします。

先ほどの質問の中で、環境条例についてのご質問があるんですけども、現在、長野県で環境条例を設置している市町村は、14市6町3村の23団体があります。それ以外の市町村は、当町も含め、県で定める長野県環境条例が適用されます。県の環境条例は、現在、届け出制度の改善策として、指定した眺望点からの景観シミュレーション、住民説明の概要書、住民等からの意見に対する配慮の添付書類を追加する条例改正を検討されています。そこのところにも注目していきたいと考えておりますが、先ほどのエリアにつきましては、当然、災害の発生するエリアは除くということなんですけども、それ以外は、細かい内容はまだ検討の段階でございます。

以上です。

議長(西藤 努君) 7番、榎本真弓君。

**7番(榎本真弓君)** そうしますと、今、開発基本条例と県の環境条例、その2本立てで審査 をするということですか。

議長(西藤 努君) 竹重企画課長。

**企画課長(竹重和明君)** 県の景観条例には、太陽光発電設備の設置等ということで、面積等 も決められておりまして、それに該当する場合は県のほうに申請を、届け出を上げる ということになります。

以上です。

議長(西藤 努君) 7番、榎本真弓君。

7番(榎本真弓君) 再度確認します。

「景観」条例、「環境」条例、どちらになりますか。

議長(西藤 努君) 竹重企画課長。

企画課長(竹重和明君) 景観条例でございます。

議長(西藤 努君) 7番、榎本真弓君。

7番(榎本真弓君) 景観条例、大変重要なものです。やはり私も、看板の設置等で、県の研修会に参加したことがありますけれども、乱立される看板とかね、やはり幾つも信号機の中心をして幾つも看板がある、それをきちんと1カ所にとどめおくというような、やはり町づくり、また見た目の景観をすごく重要視したものですので、長野県は特に観光が大変多い産業になっておりますので、この景観条例とあわせて検討するというのはとっても重要なことだと思います。

ただ、その中に、県の条例を引用するのではなく、立科町独自の、町の中の、町づくりという観点から、先ほど来申し上げている検討をするべき、最初からできないエリアとか、また慎重な検討をするエリアとか、そういったものを、立科町の地図の上でそれを設定をするのがよろしいのではないかと思っています。

これからまだまだ、そのガイドラインを策定するに当たっては、幾つもの議論を深めなければいけないものがあると思いますので、担当課は大変忙しくなると思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは、3番目の質問で、町長にお伺いをいたします。

開発行為に影響を受けますのは、やはり、地元住民の皆さんです。景観・環境・防災の、将来にわたっての安心・安全の確保をどう考えるのか。やはり、これは、トップである町長のビジョンがそこに出てくると思います。町づくりの観点から、どのように町長はお考えか、その答弁を頂戴したいと思います。

### 議長(西藤 努君) 米村町長。

町長(米村匡人君) お答えをさせていただきます。

今ご質問いただいた中と、また先ほどのご質問もありましたけれども、本当に景観、 県の景観条例、また町でこれから策定をする、開発審議会にもかける、太陽光発電に 関してのまたその条例や何かもそうですけれども、広く皆さんに審議をしていただき ながら、いいものをつくっていかなければいけない、そういうふうな感じで今担当課 は策定をしているというふうに思っています。

また、太陽光発電自体は、現在世界中で化石燃料利用に伴って発生をするCO<sub>2</sub>、温室効果ガスを削減することが重要な課題となっているのは、先ほど登壇の中でも私もお話をさせていただいております。環境への負担が少ない太陽光や、また水力、風力などの再生可能エネルギーは環境面では有効的と考えていますが、太陽光発電施設に関しては、特に排水処理や、また造成については土木技術的な基準を定め、町民の安全の確保を優先すべきだと私も考えております。

そのため、災害発生を防止する対策を講じることや、良好な環境の維持に配慮をした設置とするため、今回、太陽光発電施設の設置に係る指導要綱の策定を考えているわけであります。

その他の開発についても、届け出の内容の技術的な基準を専門家の指導を受け、精査をし、開発審議会に諮問をして審議をいただき、審議会の意見を踏まえ、事業者とまた町で開発基本協定を締結していきたいというふうにも考えております。

また、町づくりの観点からという質問についてですけれども、第5次立科町振興計画、また前期基本計画の第4章「豊かな自然とともに暮らす安全・安心なまちづくり」を掲げている施策の内容に沿って、進めてまいりたいというふうに考えております。

議長(西藤 努君) 7番、榎本真弓君。

7番(榎本真弓君) それでは、もう一度、企画課長に伺います。

現在、ガイドラインは策定中になりますが、そのガイドラインが完成をするまで、 それまでの間の窓口対応はどのように行っていくのか、伺います。

議長(西藤 努君) 竹重企画課長。

**企画課長(竹重和明君)** お答えさせていただきます。

開発基本条例施行規則の一部改正、指導要綱を制定しなければ、届け出を初めとする行政指導をすることができません。早期に素案を策定し、開発審議会の委員さんに十分に審議をいただき、それにより修正を加え、制定してまいりたいと考えております。

以上です。

議長(西藤 努君) 7番、榎本真弓君。

**7番(榎本真弓君)** そうすると、その事業計画はまだ、その審査が終わるまでは始められないということで、よろしいですね。

そうした場合、その審査が通って、先ほど申し上げているものの中で、工事が完了 した。立科町は、その届け出の内容と相違するものとか、工事が不十分だったとか判 断をされた場合は、どのように考えているか、質問します。

議長(西藤 努君) 竹重企画課長。

**企画課長(竹重和明君)** お答えさせていただきます。

届け出があれば、まず現在は、届け出があれば、町長からの諮問により開発審議会を開催し、現地確認等を行って、それにより、審議会の意見を踏まえて、事業者と町が開発基本協定を締結することになります。その開発行為の届け出の内容と実際の開発行為が異なる場合は、条例施行規則で定める内容によりまして行政指導を行うことになります。

以上です。

議長(西藤 努君) 7番、榎本真弓君。

**7番(榎本真弓君)** その行政指導を行うことは、これは何か罰則規定はあるんでしょうか。

議長(西藤 努君) 竹重企画課長。

企画課長(竹重和明君) 条例のほうの第14条で、罰則規定はございます。

以上です。

議長(西藤 努君) 竹重企画課長。

企画課長(竹重和明君) 申しわけありません、間違えました。

条例のほうの15条のほうに罰則規定はございます。

以上です。

議長(西藤 努君) 7番、榎本真弓君。

**7番(榎本真弓君)** やはり工事完了に関しては、きちんと、その届け出の内容と間違いがないか、また工事が不十分と見受けられるようなことにならないよう、やはり工事完了

というものに対しての通知を行うのがよろしいかと思います。

そして、当然、その不十分であった場合は、行政指導を行い、そしてその行政指導が行われたこともきちんと確認をした上で、特に太陽光発電に際しては通電または出力、通電が可能という、やはりそこまで町としては対応しなければ、やはり許可、またそして最後の完了通知、そこが行政の責務だと思います。

先ほどの、その第15条、罰則規定ですね。開発審議会の罰則規定の第15条に対しては、「命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する」、また「次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処す」ということで、やはりそこに、その罰金刑みたいな罰則になっておりますが、私は、この罰金刑、この罰則を用いずとも、やはりコミュニケーションがとられていたならば、事業者も、やはり地域の方と当然長い年月をかけておつき合いをしていくわけですので、このような状況にならないよう、その前段のところで丁寧な説明、また理解が深まっていることを望むところであります。やはり、こういう最後の罰則規定までになってくれば、決して住民の方もいい思いはないし、また事業者も、また再三いろいろ点検に来たときにも、いい関係にはならないと思います。しっかりと、そのあたりも詰めていただいて、見直しをかけてください。

それで、企画課長、もう一度質問しますね。

ガイドラインの策定後、時間の経過や法令、そして社会環境など、全てに変化をしてきます。今回のFIT法も、改正もされました。そういった中で、そのもの、その行政指導そのもの自体も、いろいろ環境が変わってくる場合、その随時、見直さなければならないと考えます。

そのような情報を担当課では集められるのか、また随時そういった見直しが行われていくのか。これは「いくのか」というよりも、これからやらなければいけないということになってくるんですが、そのあたりの今の課長のお考えをお伺いいたします。

# 議長(西藤 努君) 竹重企画課長。

企画課長(竹重和明君) お答えさせていただきます。

当然、FIT法等の改正もあろうかなと思いますし、今後、やっぱり周りの市町村も、結構、何回か当初に出したものから変更している状況もございます。当然、状況に応じて、この要綱の見直しは必要だと考えております。

以上です。

議長(西藤 努君) 7番、榎本真弓君。

7番(榎本真弓君) いろいろな条例、立科町もありますし、また要綱もありますが、やはり 国の法令も変わって、その連絡が来た場合ではなく、やはり住民からの相談や苦情、 いろいろなものが上がったときに、果たして、それに関係するものがどうなのかって いうのは、随時、見直しをかけていくべきだと思います。

これは企画課にとどまらなく、ほかの課であってもそうだと思います。私ども議員

も、当然立科町の条例は、常に目を通していかなければいけないものと、本当に反省 をするところであります。

実は今回、企画課、ほかにもいろいろな大変な事業を抱えています。太陽光だけで、 私は質問をしましたが、これは質問をしませんので、構えなくて大丈夫ですが、はい。 企画課長は、その責務は大変だと思いますので、やはり、それでも企画課というの は、立科町のまちづくりの観点から、全てが通過をする課だと思います。他の課の協 力も仰ぎながら、しっかりと、これから職務を遂行していただきたいと思います。期 待をするところであります。

太陽光に関しまして、最後に町長にお伺いいたしますがよろしいでしょうか。

昨年の町長答弁で、同僚議員に対する質問に対して、「しっかりと議論を深め、乱 開発にならないよう検討していく」とありました。これは、議論ばかり、また検討ば かりで、やはり実行しなければ解決をしません。

そこで、企画課長は今、ガイドラインではなく、指導要綱を策定するという職務を遂行しておりますが、やはり全体的なものを見た場合、現在、住民が苦慮している開発行為が、仮にあったとするならば、その問題解決に対し、町長として、私は、先頭に立っていただきたいと思っておりますが、そのあたりはいかがでしょうか。

### 議長(西藤 努君) 米村町長。

町長(米村匡人君) はい、お答えをさせていただきます。

榎本議員が最初にお話しされたように、太陽光発電施設は、FIT法、固定価格買取制度の施行以来、全国的に拡大をしているというのは、議員もおっしゃったとおりで、また景観や自然環境への影響、安全に対する不安が地域住民の理解を得られず、トラブルになってることもあるというふうに最初に言われております。

そういう中で、今現在の立科町で行われている施策が、十分ではないというふうに 私も考えております。そのため、担当課にも指示を出していきながら、今回の開発審 議会にかける、そういうふうな、今、準備を進めてくれているものだというふうに思 っています。これは、あくまでもトラブルがある、ないにもかかわらず、しっかりと、 町長としても先頭に立ちながら、これを改善をしていく上で必要なことだというふう に考えています。

しかし、皆さんにも、しっかりと議論をしていただきながら、いいものをつくっていくということが必要だというふうに思っています。

素案として、これから開発審議会にもかけていきたいというふうに思っています。 その中で、委員の皆さんからも、しっかりと議論をいただきながら、よりいいものに なり、また町民の皆さんにも理解をしていただけるようなものになれば、私も、いい というふうに考えています。

以上です。

議長(西藤 努君) 7番、榎本真弓君。

**7番(榎本真弓君)** 再度、町長に質問させていただきますが、現在、やはり住民が苦慮している事例があったとするならば、その問題解決に対して、町長として先頭に立っていただけますか。再度、ご答弁頂戴したいと思います。

議長(西藤 努君) 米村町長。

以上です。

**町長(米村匡人君)** 今、議員からのご質問ですけれども、そういうことがあるのか、ないのかということに対しては、まだ担当課のほうからも何も聞いておりません。ただ、どういうものがあるのかというような事案について、やはり検討は、していかなければいけないのかなというふうに、私、個人的には思っております。

議長(西藤 努君) 7番、榎本真弓君。

7番(榎本真弓君) ぜひ担当課と情報共有してください。やはり一番の、その影響を受けているのは地域住民の方です。あえて場所等は申し上げませんが、これは企画課が、やはり本当に性根を据えてやるものであり、また、その後ろ盾には、町長が立科町トップリーダーとしてついているという、その力強い後押しをもらって、事の解決に当たっていただくよう望むところであります。よろしくお願いいたします。

最後のまとめに入ります。

山梨県北杜市において、指導要綱は既にありますが、乱立する太陽光発電施設に対し、平成30年10月に提言書を提出しています。

内容は、「事業計画の段階で事業者に対し、設置により影響を受ける全ての者、また事業計画の周知義務、そして周辺住民の合意形成のための最大限の努力義務を課す。」というものであります。

既に設置済みの設備については、適正な猶予期間をもって改善を行うよう求めています。そして設置工事完了後に、「許可内容どおりに工事が行われたことを確認した後に完了通知を発行。事業者は完了通知を受理するまでは、発電施設の運転を開始してはならない。」と提言をしています。ただし、建物の、建築物の屋根は除外をしています。

土地の有効利用を図りたいと計画をする事業者の権利は、尊重するべきでありましょうが、開発に際し、環境や防災など、影響を受けるのは地元地域の住民です。安心して住み続けられるよう、住民の環境と暮らしを守っていくのは、行政の責任ではないでしょうか。

私、この質問をまとめているときに、偶然、見つけたものがありました。「平成29年4月立科町役場組織及び事務文書」の企画課の欄に「太陽光発電ガイドライン」というものが、もう既に、平成29年のときに載っていました。偶然見つけたものですが、平成29年のこのときに、なぜガイドラインの議論が、また指導要綱が作成されなかったのかと思います。

今思えば、このときに動き出していれば、未然に防げた事例もあったのではないか

と思うところです。今後は、将来起こり得る問題を事前に予測して、「立科町開発基本条例及び施行規則」の見直し、「行政指導ガイドライン」の策定を速やかに実行していただきたいと思います。

町民が安心・安全に住み続けられる、その責任を担うのは、町長を先頭にした町行 政ではないですか。

以上、質問を終わります。

議長(西藤 努君) これで、7番、榎本真弓君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は11時5分です。

(午前10時56分 休憩)

(午前11時06分 再開)

議長(西藤 努君) 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、4番、村田桂子君の発言を許します。

件名は 1. 水道事業について

2. 国保事業についてです。

質問席から願います。

〈4番 村田 桂子君 登壇〉

4番(村田桂子君) それでは質問をいたします。

まず、私の第1点目の問題は、水道事業の町営を堅持すべきということです。水道 事業の運営を民営に開く法が成立したが、水は命を支える大元である。公営を顕示す べきと考えるが町長の考えを問うというものです。

昨年12月5日、国民に多くを知らされることなく水道事業の民営化を可能にする法 案が、日本共産党など野党の反対を押し切って成立しました。これまで水道事業につ いては全て国営もしくは県営、市営、町営で運営していたものが、今度は所有権はそ のままに運営権を民間に譲渡できるとしたコンセッション方式といわれる方式が可能 となりました。

2013年4月19日、麻生副総理がアメリカの民間シンクタンクの米戦略国際問題研究所というところの会合で、水道の料金を回収する99.9%というようなシステムを持っている国は、日本の水道会社以外にはありません。けれども、この水道は全て国営もしくは市営町営でできていて、こういったものを全て民営化しますと発言したことを実行に移しました。

また日欧EPA経済連携協定が発効したことにより、公共事業に外国資本が一気に 参入できる基盤もできました。この法律の成立により、日本の宝である水道の蛇口か ら出たものがすぐ飲める安全、良質な水が、民間外資に売られる可能性が生まれ、早 速大阪ではフランスのヴェオリア社の日本法人が業務委託を受けたそうです。

立科の水は、ケーブルビジョンが特集を組んで検証していましたが、汚濁物が全くと言ってよいほど入っておらず、透明でおいしい水であり立科町の宝です。これなしに私たちは生きてはいかれません。

民営化されるときには、水道料金が安くなる、技術の継承ができるなど聞こえのよいことが言われます。また政府による財政支援措置も行われ、運営権を譲渡した自治体には、地方債の元本一括繰上返済の際、利息を最大全額免除されるようにしたそうです。

さらに、水道料金は厚労省の許可がなくても届さえ出せば企業が変更できるように も優遇しています。しかも政府は、上下水道、公共施設の運営権を民間に売る際は、 地方議会の承認が不要という特例もしっかり法律に盛り込んだそうです。これで水道 の運営権を売買する際、議会は手出しができなくなります。

また、災害時に水道管が壊れた場合の修復や水の安定供給の責任は、運営する企業ではなく自治体が責任を負うことになっています。つまり、自然災害大国の日本で、企業はリスクを負わず自社の利益だけを追求すればいい仕組みができ上がっています。こうした甘言、あめ、口車に乗せられて民営化すれば大変です。私たちの生存に不可欠な水は、企業の儲け口となり命が脅かされます。どんなにうまい話があっても、決して民間には渡さないという強い決意が必要です。町長の見解を伺います。

議長(西藤 努君) ただいまの質問に対し、答弁を求めます。米村町長、登壇の上、願いま す。

### 〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長(米村匡人君) お答えをさせていただきます。

自治体が水道事業の運営権を民間企業に売却するコンセッション方式を導入しやすくする水道法の改正案が昨年12月に可決され、成立したことは私も承知をしております。

また、民間企業の算入について利点もあり、また欠点もあると認識もしているところであります。しかし、この立科町は、長い歴史の中で先人たちが守り続けてきたこの水の資源というものが非常に豊かないい町だというふうに考えております。

それがあるからこそ、安全でおいしい立科の水をいつまでも安心使っていただける ようになっているというふうに思っております。

そういうことから、私は民間企業の参入については今のところは考えておりません。 また、この町が責任を持って運営をして、維持管理を行っていかなければならないと も考えております。

以上です。

議長(西藤 努君) 4番、村田桂子君。

**4番(村田桂子君)** 今のところは考えていないと、しっかり守るという力強いお言葉をいた だきました。

世界では、1990年代に民営化された水道事業が再び公営化されていると聞いています。2000年から2014年にかけて世界37か国、235都市180県が民営化から公営に戻したというふうに聞いています。その主な理由はどのようにお考えでしょうか。町長に伺います。

議長(西藤 努君) 米村町長。

町長(米村匡人君) お答えをさせていただきます。

いろいろな部分があるのかもしれません。いろいろなところで先行的に進めている ところ、まだ日本の国内では試行錯誤をしているもんだというふうに考えています。 しかし、ほかのところはどうなのかというよりも、立科町は何をしなければいけない のかということをしっかりと私は考えていきたいというふうに思っています。

先ほどもお話をしたとおり、先人の皆さんが守り伝えてきたこの蓼科山麓の恵みを 今の時代まで守り伝えてきている、それをしっかりと町も支えてきているというふう に考えています。そういう中でも、このことについては私しっかりとまだ町営の中で 守っていかなければいけないというふうに思っているわけであります。

以上です。

議長(西藤 努君) 4番、村田桂子君。

4番(村田桂子君) 世界でなぜ民営化が公営化に戻しているかということで私も調べてみました。民営化されたところは、実際には20年、50年という長期にわたる譲渡契約です。 それで、その地域は1社の独占になりますので競争力は働かず、言われるままにかかるよということになれば整備費を差し出すことになります。また、料金の値上げしなければやっていかれないと言われるままに値上げすることになります。こちらが民間企業の経営状況をチェックするのは極めて困難だからです。

また、民間企業は利潤を生みださなければならないので、株主配当などが優先され 結局整備は進まず、技術の継承どころか職員の削減や非正規化が進み、水質の保全に も支障を来たし、山間部や簡易水道など人口の少ないところの保全は放置、後回しさ れています。

水質汚濁や値上げラッシュに耐えかねて公営に戻そうとすると、企業から莫大な違約金や損失補償が求められます。世界では、民営化されたことで水道料金が3倍にも5倍にもなり、水道料金を滞納すれば直ちに水の供給をストップされ、揚句の果て公園でただで飲めた水も水道栓が取り上げられたことや、そうした人々に水を支援することも違法とされる状況が生れたそうです。

今後、人口減少により収益が経る一方、管渠の老朽化などにより維持更新の費用が増加が見込まれます。しかし、民営化すれば全てうまくいくというのは幻想だと思います。民営化、広域化により脅かされるのは住民の安全であり、清浄で良質豊富な水

の供給が危うくされます。

政府の甘い言葉や誘導策に乗らず、適切な恒久化や耐久化、あるいは設備更新とと もに専門技術職員の養成確保を進め、町民の宝の水を売り渡すことがないように強く 求めておきたいと思います。

ここで1点確認をしておきますが、すいません。先ほどの民営化されたものが公営になったその最大の理由というのは、やっぱり民営化になって整備が放置、後回しされ、貧困地区の整備は後回し、人口少ないところの要するにコスト対利益のコスパといわれるそういうものが低いところは後回しにされるなどのサービスの悪化による水質悪化、それから水道料金の高騰によって低所得世帯のお金が払えないというような事態が生れたり、技術の継承といいながら専門職の削減や非正規化が進むなどのことで、民営化のこうなればよくなるといわれたことがことごとく実現されない、そういうことが進んで契約途中でも解約をし、公営に戻すという事態が実際に進んでいるということでした。

それで、民営化してまずかったら元に戻せばいいんじゃないかという議論もあるんですがこれが大変で、公営に戻そうとしたときには契約期間内に破棄しようとすると莫大な違約金が要求されるということで、例えばアルゼンチン政府が民営化を進めた結果、これを解約しようとしたら1社だけで165億円の賠償金額を求められた。ボリビアでも1つの市が解約しようとしたら25億円支払ったということで、大変な賠償金を求められる。これは判例によって、企業が約束されたものが得られないということで裁判では負ける確率が高いということで高い違約金を払わざるを得ない、こういう事態が生れました。

つまり、世界ではこういう事態が起こったからいまや民営化されたものを公営化すると、そういう流れが生れているもとで、逆に日本は今からこのすばらしい良質な水を民間に売り渡そうというとんでもない事態が生れようとしているので、ここはぜひしっかりと政府の誘導策、売ったお金で返した場合には利息は免除するよなんていうこともあろうかと思いますが、そういうことには耳を貸さず本当に大局的な立場に立って頑張っていただきたいと思うわけです。

そこでひとつ、民営化の論拠の一つの職員の高齢化とか技術職員の減少があげられているんですが、当町では職員の配置や育成はどのようにしているのか、これは建設課長にお伺いいたします。

# 議長(西藤 努君) 片桐建設課長。

## 建設課長(片桐栄一君) お答えします。

まず、職員の配置でございますけれども、現在水道担当職員数が係長も含め4名でございます。4名の年齢構成でございますが、20代が1人、40代が2人、それから再任用職員として60代が1人となっております。

20代の職員につきましては、31年度でございますけれども、育成のために水道技術

管理者資格、こちらの取得を目指すということで予算の計上もさせていただいております。

以上でございます。

議長(西藤 努君) 4番、村田桂子君。

**4番(村田桂子君)** 20代ということで、大変頼もしいと思います。

それで、役場の場合は職員の異動ということがあるんですが、横浜市では専門職は 異動させないということで確保しているというふうに聞きました。やはり専門職がい ることでさまざまな業者との折衝やいろんな予算を立てるときにも確かな目を持って やることができると思うんですが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。 これはじゃあ町長に伺います。

議長(西藤 努君) 米村町長。

町長(米村匡人君) お答えをさせていただきます。

役場の機構的にいくとそういうふうな、今村田議員が言われたとおりに異動があるのではないかというふうにご心配をいただいていると思います。やはり若手の職員を技術者として育成をするにはどれぐらいの年数がかかるのか、またその職員もまだ20代ですから、まだまだほかにもいろいろな技術も身に着けさせたいという思いの中で、継承していくということも必要だというふうに考えています。

そういう中で、今はしっかりとしたそういうな専門職、技術者を育成をするという ことを最優先に私は考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長(西藤 努君) 4番、村田桂子君。

**4番(村田桂子君)** 今スペシャリストよりジェネラリストという感じで、各役場が専門家ではなくどの分野に行っても活躍ができるようになって、専門職が減っています。

こういうのは一見いいようですけれども、しかし業者からさまざまな見積もりなどが上がってきたときにきちっとそれをチェックする体制ができるのかどうかということも私は大変心配をしています。これ専門家がきちっと確保するということがこれからのまちづくりにも必要だということを申し上げておきたいと思います。

また、今後水道だけではなく下水道の民営化やなんと、教育や医療の民営化なども ねらわれています。町長は索道事業の民営化も打ち出しましたけれど、民営化には大 きなリスクが伴うものであることも指摘しておきたいと思います。引き続き町営でお いしい水を確保できるように、町長のリーダーシップをとることを期待して終わりま す。

次、2点目に国保の事業について移ります。

この間、日本共産党が県民全世帯にお願いした県民アンケートの回答によると、暮らし向きを尋ねる質問で、苦しいが20.9%、どちらかというと苦しいが52%、合わせて73%の方が楽ではないと答え、その原因について3つ以内選択で問うたものは、

1番は年金の減額、2番目に国保、介護保険料の増額、3番目に消費税の増税と続いています。

そして、県政で力を入れてほしいこととして1番は、67.7%が税金の無駄遣いをなくす、2番目に国保、介護の軽減を上げている人が64.5%、多くの方が国保、介護保険料の軽減を望んでいます。

町民の方からも、賃金や年金が下がり続けてるのに国保などが上がり続けており暮らしが大変。この上消費税が上がったらやっていかれないとの声がたくさん寄せられています。そこで今回は国保税について取り上げ、その軽減策を提案したいと考え質問いたします。

国民健康保険は、個人経営の農業者、零細自営業者などを初め、年金生活、失業者、 健保の非適用の事業所に勤める労働者など、所得の低い人が多く加入する医療保険で す。しかも障がい者や難病患者など、医療を切実に必要とする人も少なくはありませ ん。

政府厚労省も医師会などの医療関係者も、国保を国民皆保険を下支えする最後のセーフティネットと位置づけています。しかし、その保険税が中小企業の協会健保や大企業の組合健保よりもはるかに高い、加入者の所得は低いけれども保険料は一番高い、この矛盾が深刻化する中で高過ぎる保険料が低所得世帯を苦しめ、保険料の支払いや医療にかかる権利が奪われる事態が起こっています。

国保税を協会健保並みに引き下げるという問題は、2012年以来地方団体や国保中央会が一致して主張し、政府厚労省も認めざるを得ない大問題となっています。特に、国保の都道府県化に向けた協議の中で、2014年全国知事会が公費の1兆円投入を協会健保並み負担率を求め、2017年には平成30年度の国の予算に関する提言要望の中で、また2018年6月にも全国市長会が重要提言として、国に対して国庫負担割合の引き上げなど国保財政基盤の拡充強化を要望提案しています。

国が1兆円を新たに負担すれば、所得の低い人ほど負担の思い国保税の原因となっている平等割、均等割をなくすことができます。一日も早く、全国知事会など地方6団体が提唱している公費1兆円投入を実現するよう国に対して求める運動が重要となっています。

そこで質問です。町長に伺います。国保事業は、加入者の経済的基盤が脆弱であるにもかかわらず、保険税は協会健保よりも高いという事実をどう考えるのか、保険者である町が国保税の抜本的軽減に取り組むべきではないかと考えますが、町長のご所見を伺います。

また、そのための具体的提案の第一歩として、子供にかかわる均等割を軽減廃止して子育て家庭への経済的支援を強めるべきではと考えます。

加入者の人数に応じて課税される均等割は、子供が多ければ多いほど重い負担となります。少子化の克服が大きな問題となっている今、子供が多ければ負担が重いとい

う制度は子育て支援は真逆ではありませんか。子育て支援の一環としても、頭数に比例してかかる均等割、せめて子供にかかるものからまずなくしていくべきと考えます。 町長のご見解を伺います。

議長(西藤 努君) ただいまの質問に答弁を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

## 〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長(米村匡人君) お答えをさせていただきます。

先ほど村田議員が言われたとおり、全国知事会また全国市長会で重要提言という形の中で提言をされているということは承知をしております。また、今後町村会の中でもどういうふうな議論になっていくのかということは、私も関係をしている部会もありますのでまた注視をしていきたいなというふうに思っています。

また、平成27年5月に国民健康保険法が改正をされ、また国による国保制度改革が本格始動となりました。その元年となる平成30年度から、国民健康保険の運営は大きく転換をいたしたことはご承知だというふうに思います。

県がその財政運営の責任主体となり、市町村の保険給付費に必要な費用の全額が交付され、この保険給付費負担の財源として、県が算定をした納付金を納めることとなりました。

町は、この納付金を納めるために、国民健康保険税として財源を確保する必要があります。この納付金は今年度初年度でありましたが、総額で2億1,853万円、平成31年度は2億2,894万円、前年度より約1,000万円の増額となっております。また、その財源となる国民健康保険税は、今年度予算ベースで1億5,275万3,000円、平成31年度では1億3,836万円で、約1,400万円の減額を見込んでおります。

国保税率につきましては、大きな制度改正を見据え平成27年度の改正以降据え置いてまいりましたが、給付費等の増額及び税収の落ち込みに対応するため、基金の取り崩しにより運営をしてきた状況がありますが、来年度予算編成に当たりまして前年度より2,000万円増額となる4,877万円ほどの額を繰り入れる予定にしております。

基金につきましては、今後の医療費水準に基づいた納付金の状況によりますが、大 変厳しい状況であるというふうに認識はしております。

このように基金の状況や受給者負担の原則を鑑み、制度上の軽減措置の上乗せとなる軽減措置や減免措置は現在のところ考えておりませんけれども、医療費につきましては加入者保険制度にかかわらず今年度、28年度からですけれどもがん検診の補助金の創設やら、また高校生まで福祉医療費を拡充をして子育て世代の経済的支援にもつながっているというふうに考えております。

また、国民健康保険加入者に対して全ての方の特定健診の負担の無料化などもして おり、今後につきましても診療報酬の改定や薬価改定、医療の高度化等も相まって医 療費の動向に注視しながら、町といたしましても健康意識の醸成、また効果的、また 効率的な保健事業を実施し、被保険者の健康増進、また医療費の適正化を図るととも に、国民健康保険税の適正な徴収に努め、また国民健康保険事業の安定運営を図る責 務も果たしていきたいというふうに考えております。

議長(西藤 努君) 4番、村田桂子君。

**4番(村田桂子君)** 今のところ予防などを強めながらということで、保険税そのものについて、均等割についての答えはなかったんですけれども、考えていないというお答えでした。

ところで制度改正が行われたということで、県による賦課納付金に基づいて算定された保険料、以前と比べてどうなったのか、またこれからどうなるのか、町の国保加入者の平均保険料の動向、この共同化によってどうなっていくのかについての今後の見通しをお願いしたいと思います。

議長(西藤 努君) 齋藤町民課長。

町民課長(齋藤明美君) お答えいたします。

制度改正に伴いまして、長野県の国民健康保険運営方針において急激な保険料の上昇を抑えるために1人当たり納付金額の毎年の増加率が一定割合を超えた保険者には、 県繰入金等を充当しまして市町村の納付金額を抑制する激変緩和措置等が6年間実施 されることとなっております。

今回の制度改正にかかるガイドラインにおきまして、将来的には県単位での保険料水準等の統一が求められていることから、長野県におきましても長野県国民健康保険 運営方針等を作成し、その中で保険料水準等の統一に向けた課題の解消を図りながら、 段階的に取り組みをしていく方向が示されております。

納付金につきましては、基本的には医療費水準とあと市町村の所得水準等を鑑みながら計算がされております。公費負担の投入の金額にもよりますけれども、今後医療費の増加によりまして納付金は増加傾向になっていくのではないかと推測はしております。

以上でございます。

議長(西藤 努君) 4番、村田桂子君。

4番(村田桂子君) 県の広域化になったことで、町は単独での医療費推計をし、その財源の 確保のための保険料の算定、賦課徴収という事務から前段の医療費の推計、歳出歳入 の予測はなくなって、県から示された納付金を納めるための保険料算定、賦課徴収と いう事務にかわったというふうに認識しています。この広域化のねらいというのは、 町からの繰り入れをなくして財政の効率化をねらったものだというふうに私は受けと めているところです。

そこで、昨年度は税率を変えないで基金などで対応したということでした。2019年度の見通しはどうかということですが、先ほど基金取り崩し前年よりも2,000万円増やして4,800万入れるということになっております。

これが、納付金は上がる一方で保険税は減ってくるからということなんですけれど も、基金の残高も減ってくるわけなので、これは厳しいなというのはその財政見通し としてわかります。

しかし、やはり町民の暮らしを守るというところではひとつまた論があるわけなんですが、そこで質問ですが、財政については自前で推計することがなくて、県から言われるままに納付金を納めることになりますが、それが妥当かどうかの判断というのはどのように行われるのでしょうか。

### 議長(西藤 努君) 齋藤町民課長。

町民課長(齋藤明美君) お答えいたします。

納付金の算定方法につきましてご説明をさせていただきますが、市町村ごとの納付金額は県全体で当該年度において必要とされる保険給付費等から公費等の収入を引いた額を、市町村ごとの所得水準割合、そして被保険者数の割合に応じて配分をいたします。

制度改正後、平成30年度からは県において各市町村の過去3年間の医療費の状況、 また所得に関する情報、被保険者に関する情報等を吸い上げまして、公費等充当調整 後に必要となる納付金の明細及び標準的な保険料率が示されますので、実態に即した 推計による納付金算定が行われております。その示された資料を参考にいたしまして、 各市町村各保険者につきましては、納付金に必要な財源を確保するため税率改正等の 検討をしております。

また、制度改正に伴い設置された県の保険運営連携会議の場におきましても立科町 出席をしておりまして、納付金の算定方法や事務事業の調整等につきまして各保険者 の意見、要望、課題等を随時協議をしている状況でございます。このことからも、国 保事業の運営に当たりましては、県また市町村が連携をして行っている状況でござい ますので、そのような判断をしております。

以上です。

議長(西藤 努君) 4番、村田桂子君。

**4番(村田桂子君)** そこはしっかり検証ができる水準が示されるということでよろしいですね。

それでは次の質問ですが、国は県による共同化広域化になったとしても自治体独自の繰り入れについては否定をしていません。それは保険料がちゃんと払えるものにするための努力というのは自治体での判断になるというのが公式見解であります。

それは、地方自治の原則からくるもので、著しい納付金の要請があった場合には県からの補助もあるということですが、町独自の繰り入れもできるということも国としてはきちっと国会答弁でも確認をされているところです。

そういう点では、保険料軽減の努力は自治体の独自の努力もできるというふうに私 は受けとめておりますが、これについて町長一言いかがでしょうか。 議長(西藤 努君) 米村町長。

**町長(米村匡人君)** そのお話ですけれども、協議会また運営協議会の中でも、自治体が一般 財源からの繰り入れを行わないために安定した国保運営をしていく、やはり先ほども 言ったとおり受益者負担が原則であるというような見解であるというふうに私のほう では認識をしております。ただそれについて、今後どういうふうな検討をしていくべ きなのかということも検討はしていかなければいけないというふうに考えております。 以上です。

議長(西藤 努君) 4番、村田桂子君。

4番(村田桂子君) それでは、次の質問とのかかわりです。それというのも、保険料を下げるための自治体の努力は国民健康保険法第77条の中できちっとうたわれているので、これははばかることがないということをまず申し上げておき、町長にも勇気を持って英断をしていただきたいなという思いの中で申し上げているところです。

次の質問に移ります。構成人数に応じてかかる均等割というのは、子育て中の家庭では大きな負担になっています。小海町では第3子、3番目以上の子供の均等割をなくすという英断で、子育て家庭の経済的な支援を行っています。当町でもぜひ実施すべきではないかというのが2番目の質問です。

これについては、きのうの赤旗新聞で子供の均等割を減免している自治体が全国で25自治体、9の自治体が高校生世代まで所得制限なしで、第1子から全て減免をしているということでした。均等割ですね。うち3自治体が全額免除をしていると、そういうことをやっている自治体があるということをご紹介しておきたいと思います。

そこで、加入者の所得が低いのに保険料が一番高いという国保の構造的な矛盾というのは、協会健保とあと組合健保もそうですけど、健康保険が収入の一定割合で賦課されるのに比べて、国保はその所得割に加えて世帯にかかる平等割や頭数にかかる均等割があって、特に均等割は家族の人数が増えるたびに加算されるために、子供が多ければそれだけ多くかかるという構造的なものになっております。

全く所得や資産のない人でも、平等割や均等割はかかると。私は税に非課税措置が あるように国保でも非課税措置をつくるべきだというふうに求めてきたんですが、今 回は均等割についてぜひ軽減措置を求めたいと思っております。

そこで質問ですが、まず基本的な認識として次の収入の保険税は幾らでしょうか。 まず年収400万、所得233万、4人世帯、30代で借家住まいということですので、資産 割や介護保険料は掛かってこないという前提条件の中での町の保険料と協会健保は幾 らでしょうか。

議長(西藤 努君) 齋藤町民課長。

町民課長(齋藤明美君) お答えいたします。

年収400万円世帯ということでございまして、立科町の保険税、国保税の算出方法 でございますけれども、所得割、資産割、均等割、平等割の4つの合計で、そして医 療費、医療分、支援分、介護分にそれぞれ税率が設定をされております。

年収400万円、4人世帯、介護非該当、固定資産のない世帯として試算をした場合の保険税額でございますけれども、端数処理前で年間30万3,460円と試算をしております。また、同条件で協会健保の場合も試算をしてみましたが、年収400万円の世帯で19万4,000円と試算をいたしております。

以上です。

議長(西藤 努君) 4番、村田桂子君。

**4番(村田桂子君)** 同じ医療を受けるのに、町の場合は年収400万で30万3,600円かかるんですね。協会健保は19万4,000円ということで、約1.5倍も金額が高いということなんですね。

それでは、町の均等割がまず幾らで、そして夫婦と子供2人という計算なんですが、 2人を減額した場合には幾らになるでしょうか。

議長(西藤 努君) 齋藤町民課長。

町民課長(齋藤明美君) お答えいたします。

均等割につきましては、医療分と支援分で1人2万7,000円となっております。こちらの2人ということでございますので5万4,000円になるかと思います。

以上です。

議長(西藤 努君) 4番、村田桂子君。

4番(村田桂子君) 子供の分の均等割を引けば5万4,000円の減額になり、24万9,000円、約25万円になる、5万円減額になるわけですね。さらに言えば、その世帯の平等割をなくせば、同じように計算してみますと16万7,760円となります。つまりは、それでようやっと協会健保よりも少し低いくらいになるわけなんですが、このように均等割というのは大変重い負担だということです。

次に、2018年度からこれは国保の圏域化広域化ですけども、このときから子供の均等割の独自軽減や多子世帯、大勢子供を抱えるそういう世帯の国保税の減免が新しい形の軽減策ということで導入する動きが各地で起こっています。特に、子供の均等割を一律3割減額したという仙台市の取り組みというのは、全国から注目をされているところです。

県内でも、先ほど申し上げました小海町、国保で多子世帯、多くの子供がいる世帯の支援事業ということで、18歳以下の子供が3人以上いる多子世帯に対して、均等割を課税しないという事業をはじめました。なお、最高限度額を超える世帯は軽減の対象としていません。

それによると、全部の対象世帯18世帯、14名が対象になると。全体は27世帯20名だったそうですけれども、その中の18世帯14名が均等割の軽減対象になる、つまり3人以上子供がいる家というのはそういうことだということで、これに対して補正額25万2,000円を12月議会で成立して現在申請の受付中だということです。既に県内でも子

供の均等割、多い子ども、3人以上いる家庭には均等割を軽減するという動きが既に 始まっています。

それで伺いますが、町が導入するとするとまず第3子以降では何人いて、その3人目の均等割を軽減するためには幾らの財源が必要でしょうか。また、第2子以降あるいは全ての子供を軽減するには何人いて、幾らあればできるでしょうか。

議長(西藤 努君) 齋藤町民課長。

町民課長(齋藤明美君) 試算をいたしますと、第3子以降で18歳以下のお子さんにつきましては、平成31年4月1日現在の見込みとして7人を見込んでおります。軽減等を考慮せず均等割を単純にかけた場合につきましては、18万9,000円となります。

続いて、第2子以降につきましては、お子さん対象者が43人ということでございまして、こちら均等割額2万7,000円をかけた金額とすれば116万1,000円、また18歳以下のお子さんがいらっしゃる世帯71世帯ございまして、対象者は114人、こちらに均等割額2万7,000円をかけた場合は307万8,000円ということでございます。

以上です。

議長(西藤 努君) 4番、村田桂子君。

4番(村田桂子君) 町長、今聞いていただいたでしょうか。立科町は残念ながらというか子供が大変少なくて、対象は3人以上いるご家庭はわずか7世帯です。そこにかかる均等割、医療分、支援分合わせても18万9,000円あれば、子供の3番目以降、大勢いらっしゃるうちの均等割を減らすことができると。そして子供全体、18歳以下の国保に加入する子供にかかる均等割をなくすには307万8,000円あればできるという試算が出ました。

ついでに、今この平等割もあわせて大変重い負担の一つになっておりますんで伺いたいと思うんですが、子供子育て世帯の71世帯の平等割を軽減、なくすためにはどのくらい財源が必要でしょうか。

議長(西藤 努君) 齋藤町民課長。

**町民課長(齋藤明美君)** 71世帯、医療分と支援分で平等割額が2万7,700円になりますけれ ども、こちら合計しますと196万6,700円という金額になります。 以上です。

議長(西藤 努君) 4番、村田桂子君。

4番(村田桂子君) そうなんですよ、割と少ないんですよね、私も計算してびっくりしました。それだけ少子化が進んでいるんだなということなんですが、子供の均等割を全員なくしても307万8,000円、また子供がいる世帯の平等割をなくすとそれに約200万足して504万円あればできる、また子育て世帯を含む、親なんかも含めると約800万ぐらいかかってしまうんですけれども、子供の均等割だけをなくす、1人でも2人でも3人でも子供にかかる均等割を全部なくしても307万円でできる。子供の属する世帯の平等割を、均等割をなくしても500万円でできるというのが試算の結果なんです。

そこで、これは総務課長に伺います。現在の財政調整基金とかふるさと活性化基金、昨日、町長は起債全体と基金の合計が56億で、差っ引いても健全財政だというふうに報告されていましたけれども、立科町の場合、その基金の合計ですが、自由に使える基金はどのくらいあるでしょうか。

議長(西藤 努君) 長坂総務課長。

総務課長(長坂徳三君) 自由に使える基金と申しますか、財政調整基金というのは、災害復旧、地方債の繰り上げ償還その他財源の不足を生じたときの財源ということでありますので、これは比較的自由に使えるものということでありまして、これが13億2,600万ほどございます。

以上です。

議長(西藤 努君) 4番、村田桂子君。

**4番(村田桂子君)** それと、もう少しふるさと活性化基金もこうした地域の活性化のために も使えるんだというふうに思うんですけど、そこは違いますか。

議長(西藤 努君) 長坂総務課長。

総務課長(長坂徳三君) お答えをいたします。

ふるさと活性化基金につきましては、町の将来の地域づくりを展望し、地域活性化を図るための財源ということでございます。現在、見込みでございますけれども、30年度末で7億6,400万円ほどでございます。

以上です。

議長(西藤 努君) 4番、村田桂子君。

**4番**(村田桂子君) そうすると、財調の13億2,600万円とふるさと活性化基金の7億6,000万、合わせると20億を超える財源があるんです。そのうちのわずかに子供の均等割なくせば307万と。子育て家庭の均等割プラス平等割をなくすと500万、約、基金のそれぞれ0.15%、0.24%と1%にもならない財源でこれを行うことができます。

これによって子育て世帯の経済的な負担を軽くし、将来の子育ての子供たちにも恩恵を及ぼすんではないかというふうに思うんですけれども、このように財源も含めて国保の軽減策というのを提案しているわけですが、これについて町長、どのようにお感じになったでしょうか。ご見解をお願いします。

議長(西藤 努君) 米村町長。

町長(米村匡人君) お答えをさせていただきます。

村田議員が言われたとおり、仙台市の取り組み、また長野県では小海町の取り組み というのも、お話をいただいたことで知ったわけですけれども、結論から申し上げま すと、現時点では私のほうでは、まだ勉強不足というか考えておりません。

また、小海町のほうでは、平成30年度から国保被保険者のうちの第3子以上の子供の均等割額を、減免制度ではなく別に補助金として補助をしているというふうに聞いております。これは、県内でも1件だけ、この小海町だけだという話も聞いておりま

す。非常に制度上、減免規定、特別な事情に当たらないため、補助金での対応である というふうにも聞いております。

立科町においても、子育て支援として各種の補助制度を4年間のうちにやらせていただいております。これ以上の支援もやはり考えていかなければならないというふうに考えております。

また、議員提案の国保税の減免につきましても、やはり原則とすれば受益者負担というふうに言わざるを得ないんですけれども、その分でほかの子育て支援をより充実をさせるということも必要であるというふうに私は考えております。

## 議長(西藤 努君) 4番、村田桂子君。

**4番(村田桂子君)** 特別な事情ではないとおっしゃったんですけれども、これらの軽減制度は、先ほど申し上げた国保法の第77条のまさに特別な事情に当てはめての軽減策なんです。

国保税の国保法の第77条、国保税の場合は地方税法の717条なんですけれども、被保険者に被災、病気、事業の休廃止など特別な事情のある場合は、市町村の判断で国保税を減免できるということを規定していますけれども、この特別の事情については、政省令の定めがなくて、自治体に委ねられています。

各地で始まった軽減策というのは、子供がいるということを特別な事情と認定することで、住民負担の軽減を行うことだと。これは、政府、厚労省の続けてよいという繰り入れ、政府は広域化を進めて、自治体の区切りをできるだけ減らそうとしてるんですが、その中でも続けてもよいという繰り入れの区分の中に入っているんです。

これをぜひ知っていただきたいと思うんですが、だから進めることができるんです。 住民の負担増の回避を求めるための法定外繰り入れというのは、認められているんで す。これはぜひ知っていただきたいと思います。

そして、先ほど小海町では、残念ながら小海町では、国保会計の中でのこの補助制度なんです。だから、どうしても国保会計の中にほかの保険者の方にその分が上乗せされるということがあります。

しかし、私の求めているのは、子育てを一般財源で行うことによって、町全体で子育てを支援しているんだぞと、均等割を免除していますよ、子育て家庭の平等割も免除しますよということになると、私は、これは子育て支援の大きな売りになるんではないかというふうに思います。そうした町の姿勢を示すことができる絶好のチャンスではないかと。

よそでやっていないからというのは理由にならなくて、むしろそれが非常にオリジ ナルの、まだやっていないからこそ、先進的に子育て支援、国保税までも軽減してい るんだよということが大きな売りになるんだというふうに思います。

それで先ほど、一般財源としてやる場合にはということで、財調やふるさと活性化 基金が約20億あることを示して、そのわずか1%にもならないお金でできますよとい うこともお示ししたつもりです。

これは、先ほど齋藤課長に答えていただきましたが、同じ年収でも、入っている保険によって1.5倍も保険料が違うと。町の保険料は4人世帯で30万3,460円かかり、同じ収入でありながら協会けんぽに入っている人は19万4,000円で済んでいるということはなぜかというと、けんぽのその場合は税率の4.855%だからです。立科町の保険料は、割りかえしますと約12%になるんです。特に、国保のは構造的に所得の低い人ほど負担が重いという構造的な欠陥があります。そういうことを考えて、どうやったら安くできるだろうかというところで、町議会はこの平等割、均等割にほぼ匹敵する1兆円の財源投入を国に求めているわけですが、それに至らない、そういうふうに大きい運動をしてこれからやっていかなくちゃいけない反面、町独自でできるよと、また実際にやっているぞというところを今、私はお示ししたつもりです。

全国でも25自治体が行い、県内でも小海町でもう既に足を踏み出しているということから考えれば、恐れることはないと思います。

町長は、健全財政を昨日、きちっと総括されましたけれども、健全財政を保っておられます。その中のほんのわずかが、子育て家庭の大きな支援になれば、私は大変うれしいことではないかと、また子供が多く産めば産むほど負担はかからない、産んでもかからないよという、そういう町であることをアピールする絶好のチャンスになるんではないかというふうに思います。

このように噛み砕いてお話ししたつもりなんですけれども、町長、ぜひ先ほど勉強 不足という言葉で少し救われたんですが、ぜひ制度上の問題、国保法ではあるいは地 方税法ではこうした負担を軽くするための特別な繰り入れを拒否していない、否定し ていない、認めているわけなので、これはぜひ勇気を持って踏み出していただきたい というふうに思います。

もう一度、今ちょっと長く演説しましたけれども、訴えさせていただいたんですが、 もう一度町長のお考えをお願いします。

#### 議長(西藤 努君) 米村町長。

町長(米村匡人君) お答えをさせていただきます。

本当に、先ほども申し上げたとおり勉強不足ということは否めないのかなというように思います。この国保制度については、いろいろな、私も協議会に入りながら勉強をしましたけれども、膨大な資料の中でのその説明の中で、どうしてもやはり論点が見えてこない部分もあるというように思います。

議員からいただいたすばらしいご提案でもあると思いますので、担当課ともしっかり協議をしていきながら、どういうふうに進めていくのかという方向性もしっかりと打ち出しながら、また議論を進めさせていただければというように思います。

## 議長(西藤 努君) 4番、村田桂子君。

4番(村田桂子君) 立科町でも、年度末に来て保険料が払えなくで督促状を発送するという

世帯が40世帯あると聞きました。また、払えないで保険証そのものももらえず、資格証、資格証というのは国保に加入していますよと、後でお金は戻るかもしれませんが、とりあえずは医療にかかりますよという国保に加入していることを証明するカードで、それを持って行って一応医者にかかれるんだけれども、10割を払ってこなくりゃいけないというこの資格証。これが残念なことに5通ほど発行されているというふうに聞きました。

今、町民の暮らしというのは、ずっと賃金や売り上げなどが減りっぱなしです。毎 月勤労統計の不正調査もありましたけれど、景気が上向いているなどということはな く、賃金はずっと下降の一途をたどっています。そして、その反面、介護や国保料な どは上がりっぱなしです。

公的な負担が重くなり可処分所得が減る中で、私も町民の暮らしも相当厳しいものがあるというふうに思っています。そうしてそこに加えて、少子化というのが、子供を育てるのにお金がかかるというところで、町長もさまざまな施策を講じておられますけれども、やっぱり公的な保険の中で、特に医療保険は、これを持っていないと、子供が熱を出したときにすぐにかかれないという点で、何が何でも払わなきゃならないという点で、お母さんたちが苦労をしているところだと思います。

この点に、ぜひ心を配っていただいて、子育て家庭には本当に軽減、均等割、平等割を軽減していただき、誰もが保険証を手にしてお医者さんにかかれる町にしてもらいたいというふうに心から願っています。

立科町は大変いい町なので、私はこの町に住むことを大変誇りに思っておりますが、 さらに住みやすい町、また子育てしやすい町にするための実質的、具体的な政策提案 をさせていただいたつもりなんですが、ぜひ真正面から受けとめてご議論いただき、 制度の改善に向けて一歩踏み出していただくことを強く願って、質問を終わります。

議長(西藤 努君) これで、4番、村田桂子君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため暫時休憩します。再開は午後1時30分から。

(午後0時05分 休憩)

(午後1時30分 再開)

副議長(田中三江君) 休憩前に戻り、議事を再開いたします。

午後の会議は、私、副議長の田中が議事の進行をさせていただきます。よろしくお 願いいたします。

なお、午後の会議において、広報たてしなの取材撮影を許可してあります。

次に、8番、森本信明君の発言を許します。

件名は 1. 小学校における英語教育について

2. 中学校における運動部活動についてです。

質問席から願います。

## 〈8番 森本 信明君 登壇〉

8番(森本信明君) 8番、森本です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。 私ども、今任期の議員は、この3月が最後の定例会となります。そして一般質問も、 私の質問が最後ということになります。

十分、意のある質問にしていきたいと思いますけれども、専門的なこともあったりして、不十分な点があると思いますけれども、その辺については教育委員会始め、町 長の考え方をしっかり示していただいて、立科の教育関係に今後の対応をお願いする ところであります。

まず最初に、小学校における英語教育についてということであります。

英語は、社会情勢の変化、そして国際交流の必要性とその機会が増えていることなどから、英語に接する機会が増えています。

立科町の国際交流は、オレゴン州との姉妹都市交流、2020年東京オリンピック・パラリンピックでホストタウンとしてのウガンダ共和国の交流、英語を学ぶ機会としては、児童生徒等は、オレゴン姉妹都市親善大使兼英語指導助手ALTからの学び、また、蓼科高校内にある公営学習塾ポプラアカデミーの呼びかけによる英会話教室があり、蓼科高校生と学ぶ機会があり、それぞれの取り組みの中で英語に接し、学び、その成果が出つつあるかと思います。

私は、平成28年12月の定例会でも一般質問を行った経緯がありますが、2020年に教 科化される英語教育について、その後の状況等について、再度質問をしていきたいと 思います。

平成28年の一般質問での立科小学校での取り組みは、先行導入せず、文部科学省の 方針、2020年から教科化との答弁がありました。実施に当たっては幾つかの課題があ ることが、この質問の中でも明らかになりました。

2020年ということになりますと、今年が2019年、来年が2020年ということで、文部 科学省のこの教科化に向けては、1年の期間しかありません。

その当時も特に心配をされたのは、小学校においては専科教員がいないと、このことが大きな課題ではなかったかと思います。

その辺を踏まえていただいて、2020年教科化に向けての取り組みの状況はということで、答弁をお願いしたいと思います。

なお、答弁の項目に当たっては、それぞれ項目別に分けてあります。なおかつ今回 の質問が大きく立科教育並びに小学校の英語教育ということになりますと、それぞれ の文部省の考え方とか、そういうものについて、深くかかわらざるを得ないような状 況かと思います。

しかしながら、時間の制約もありますので、その辺については答弁のほうも主体的

なこと、もしくは立科にかかわる関係で、答弁内容を絞っていただいて答弁をお願い をしたいと思います。

それでは、この件については、冒頭大まかな点を教育長から答弁をいただいて、そ の後に本格的に、また質問をしていきたいと思います。よろしくお願いします。

**副議長(田中三江君)** ただいまの質問に対し答弁を求めます。宮坂教育長、登壇の上願います。

## 〈教育長 宮坂 晃君 登壇〉

**教育長(宮坂 晃君)** まずもって、今、森本議員の話にありましたように、この英語化、それからこの次の部活もそうなんですけれども、議員の皆様や一般の町民の方に、この質問をしていただくと大変中身がわかりますので、ありがたいと思っています。

それでは、お答えをさせていただきます。

今、議員のお話にあったように、2020年、つまり来年からですけれども、外国語化が小学校5・6年で始まります。日本の公立学校では、外国語というのは英語ですので、2020年から英語が小学校で教科化となるということであります。

11年から今年まで、5・6年は外国語活動というのが行われていました。これは教 科ではないので、どうやって何について取り組むかというのは、学校任せになってい ます。何をやってもよかったわけです。

ところが、2020年からは教科ですので、これは到達目標、つまりここまでは生徒たちができるようになりなさいと、今度は決まるわけです。それから、じゃあ、その到達目標に対して生徒がどのくらいアプローチしているのかという評価をしないといけない。こういう大変大きな問題があるということであります。

具体的に立科ではどうかということは、議員の質問にお答えしていきたいというふ うに思っています。

副議長(田中三江君) 8番、森本信明君。

**8番(森本信明君)** この小学校の関係については、町民の皆さんも、先ほど教育長が答えたように、中身的にどういう状況になっているかというのは、非常に知る機会がないと思います。

あわせて保護者の皆さんについても、この内容が周知ができているかということは、いささか疑問に思うところでありますし、それらの取り組みが教育委員会を通して、また取り組まれているのかどうかということも、ちょっと懸念をされる部分であります。

その辺のところについて、まず1番目に英語教育の現状はということであります。 それぞれ、立科教育ということで目標を掲げてあるわけでありますけれども、しか しながらその中には、英語教育という項目はなく、文科省並びに県の教育委員会等々 から示された内容で取り組まれていると思います。 その点の一つとして、英語教育の現状はということでお話をいただきたいと思います。

副議長(田中三江君) 宮坂教育長。

**教育長(宮坂 晃君)** 小学校で英語がなぜ必要かというのは、専門家の話の中でも評価は大きく分かれています。

そうしたい、推進したい側の理由としては、一つは世界が英語の力を必要としていると、あと20年、30年たったときに、日本の子供たちが英語をしゃべれない状況で、 国際社会の中で日本が生き残れるかという心配があるということであります。

それから、もう一つの理由として上げられるのが、我々は、今、中学校から英語を 勉強しているわけですけれども、中学校からでは遅い。要するに、それは私どもを見 ればわかるわけでして、中学校から6年間英語を学んだ我々が、ほとんど英語をしゃ べれないという、これ、現実としてそういう問題があるわけです。

それを改善するためには、開始年齢を遅くしないといけないということで、そうこういろいろ考えると、5年生から必修化するのがぎりぎりだという議論があるということであります。

そういう推進側の理由があるわけですけれども、じゃあこれ、何も課題がないのか というとそんなことはないわけで、そもそもこの英語の教科化は、経済界の大きな後 押しで始まっているという側面もあります。そのような側圧で、学校の教育の中身が 変わっていいのかという、そういう批判もあります。

それから、現場の教員の中では、もっと英語よりも教えるべきものがあるだろうという議論もあります。

それから、一番何よりも問題なのは、さっき、森本議員もおっしゃったように、実は小学校の資質の問題です。小学校の先生というのは大変忙しい。しかも、これから 英語が始まる。ほとんど余裕がないという実態です。これは、今の小学校の先生もそ ういうふうにおっしゃっています。

今、日本の小学校教員の中で英語の指導を学んだ人は、たかだか5%しかいません。 こんなことで英語教科化をスタートしてよいのでしょうかと。これらが懸念材料になります。

今まで外国語活動では、聞く・話すだけに特化したわけでありますけれども、来年からは読む・書く、こういう作業も入ってきます。そうすると、今まで先行実施しているところの話によると、書くという行為が入ってきた途端に、子供たちがみんな英語嫌いになってしまうという実態もあるようです。

このようなことが推進する理由と、それから課題となる要素となるというふうに認 識しております。

以上です。

副議長(田中三江君) 8番、森本信明君。

**8番(森本信明君)** 私が問いたいのは英語教育の現状はということで、今、答弁があった、 最初にも到達目標とか評価とか、こういう話で、今、答弁されているわけです。

現実的には言われたように、今、立科の実情からいけば、このオレゴン州の英語助 手ですか、こういう方で現状とすれば小学校・中学校、そして保育園に流れていただ いて、この英語教育をやっていただいていると、こういう立科町としての取り組みが、 特殊なところがあるということの英語教育の現状だと思うんです。

その辺のところは、後々の中で、この質問項目の中で現状を踏まえて立科町の教育 委員会として、立科町としてどうするかということでご答弁をいただきたいと思いま す。

続いて、2番目の英語が評価される目標と内容。

先ほど、教育長の答弁の中にも、この部分に触れられる部分があったかと思います。 その辺を含めて、またあわせて動向ということで、2020年、来年からではなくて既に 先行導入をして取り組まれているというような話もありました。

なおかつ、この英語教科をされる目標と内容、動向ということで、12月に、前回質問されたときには、佐久地区として受け入れをどうしていくかと、こういうことで立科小学校の前校長の佐藤先生ですが、これが佐久地区の英語教育を受け入れる受け皿をどうつくるかということの委員長というか会長というか、まとめ役ということで進められているとこういう答弁がありました。

その辺も含めて、佐久全体としてどういう形でなされているのか、そういった学校内での、佐久地区の取り組みもされたり、また、教育委員会としての取り組みもあるかと思うんです。その辺のところを、ちょっとご答弁いただけますか。

### 副議長(田中三江君) 宮坂教育長。

**教育長(宮坂 晃君)** 議員のおっしゃった、佐藤先生が佐久地区のまとめ役だったというのは、実はどこの区にもそういうまとめ役の方がいて、佐久が特別な対応をしたというわけではありません。ただ、いろんな歩みがあるので、その調整をしたということであります。

今、議員のおっしゃった質問にお答えをしますけれども、実は、これも前回お聞き いただいたとおりでございますけれども、2020年に向けて、去年、今年と先行実施を するか、あるいは移行措置をとるかということが学校で、今、どっちかを選びなさい ということになっています。

先行実施というのは、この2020年と同じ5・6年生は週に70時間を英語を勉強するということであります。移行措置の場合は、年間50時間を充てるということであります。立科小学校は、移行措置を今のところとっています。ただし、来年はもうちょっと時間を増やす予定であります。

このことについては、また後で森本議員と議論をしたいと思うわけですけれども、 実は、佐久地区でいうと、小諸市、それから佐久市、それから御代田町、軽井沢町な どは、これは先行実施を行っています。つまり週70時間を勉強しています。

特に、この中でも進んでいるのが小諸市です。小諸市は、多分、長野県で一番進ん でいるんじゃないかと思いますけれども、これ、全国のモデルになっているぐらいで す。

市内小学校6校ありますけれども、ここにALTを3名配置して、3年前からですけれども、年間35時間ずつ勉強しているということであります。

英語活動というのは、もう小学校1年から入っていると、非常に先進的な取り組みをしています。年に2回、どこかの小学校で、必ず公開事業をやるというようなことで、かなり進んでいるということであります。私どもの小学校の先生も、小諸のほうへは、その研修会に参加をしています。

先ほどもちょっと申し上げましたけれども、立科小学校も移行措置でありますけれども、来年からはもう少し英語の時間をふやしたいというつもりでいます。

ただ、これ非常に簡単ではなくて、学校によっては水曜日の6時間目は、普通は職員会議の日なんですけれども、時間を生み出すために、ここを英語に充てちゃうと。 そうすると、職員の勤務時間が長くなっちゃって、今の働き方改革と逆行しちゃうというような問題も実はあります。

## 副議長(田中三江君) 8番、森本信明君。

**8番(森本信明君)** 先ほどあったように、市ですか、あそこの規模的に大きいところ。特に 先ほど、小諸市の場合はモデル校として行われているということで、例えばそういっ た、今、先行されているところについて、一番、ちょっと課題になる専科の教員です か、そういうものはどういう形で配置をされているのでしょうか。

### 副議長(田中三江君) 宮坂教育長。

**教育長(宮坂 晃君)** 先ほど申し上げたように、小学校教員の中で英語の指導免許を持っている人は5%しかいません。実は立科小学校には1人もいません。

このような状態から、これは教育長部会でも県に強く要請したところではあります けれども、全ての学校に英語専科の職員を配置してくれというふうにお願いをしてあ ります。

昨年度、全県で20人、今年度、全県で40人配置してありました。つまり、全県で40人ですので、とてもじゃないけれども、全ての小学校に行き渡るわけではありません。 非常に大きな規模の学校だけ配置をされています。これ多分、来年もそんなに増える 見込みはありません。

そうこうしていると、結局、今の小学校教員が英語は必修化をされていますので、 今度3年後から義務教育の先生方は全部英語の免許を持って出てくるわけです。もう そこまで待つしかないだろうというふうに思っています。

ただ、先ほども申し上げましたように、私どもの小学校では5年・6年になる予定 の担任の先生は、県が行っている研修会、あるいは先ほど申し上げました小諸の研修 会に、優先的に出て研修を受けていただいています。

副議長(田中三江君) 8番、森本信明君。

**8番(森本信明君)** 専科教員の確保ということについては、また別項目があるので、その辺のところで、ちょっとまたお聞きをしたいと思います。

いずれにしても今の現実の中でも、先行しているところについても、その専科職員の確保に苦慮をしているということの認識でよろしいでしょうか。

副議長(田中三江君) 宮坂教育長。

**教育長(宮坂 晃君)** ということで、全県で40人ですので、圧倒的に足りないというふうに 思っています。

副議長(田中三江君) 8番、森本信明君。

8番(森本信明君) じゃあ、専科教員については、後、別の項目でしたいと思います。

3番目に、国語力の育成との関係はということで、これは文科省のほうでも国語能力の育成との関係ということで、いろいろ出されている部分があります。

国語力の育成ということでは、これ、英語だけではなくて、少なくともその読解力を身につけるとか、こういうことで、前回、私もこの国語の重要性とかこういうものについて質した経過がありますけれども、今回はこの英語の関係で、国語力の育成との関係ということで、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

小学校段階において、英語教育を実施することについては、国語力の育成との関係を懸念する指摘が見られ、英語教育意識調査によれば、小学校で実施することに消極的な回答をした教員や保護者の中で、正しい日本語を身につけることがおろそかになると思うからと回答するものが約4割というようなことで表記がされていました。

また、物事を考えるときに、日本語を用いて考えるので、思考能力は大丈夫か慎重に考える必要があるとの意見、それから、小学校教育では、日本語を正しく使え自分の思いをきちんと相手に伝えることができることが重要であるとの意見があったと、こういうふうに表記をされておりました。

少なくとも、英語に力を入れることもさることながら、国語の力をつけることが、 今の小学校のときには必要ではないかと、こういうふうな意見もあるということです。 その辺のところで、この国語力を向上させていくことと、英語を少なくとも覚えさ せていくということ、この関連がどういう関連があるのか、先ほど申し上げたこと等 について、どう掌握をされ、さらに英語の必要性とかこういうものについてお答えを お願いしたいと思います。

副議長(田中三江君) 宮坂教育長。

**教育長(宮坂 晃君)** 私どもの小学校・中学校でも学テを受けて、そのときに何が一番問題 になっているかというと、例えば算数・数学でも計算力でもない。要するに読解力だ ということはわかっているわけです。

我々が物を考えるときには、いつでも日本語で物を考えるわけですから、その日本

語が正しい意味を自分で使え、表現できるということができなければ、これ、何もならないわけです。ですので、今、議員のおっしゃった疑念というのは、もちろん小学校の先生も、みんな持っています。

ただ英語は、先ほど申し上げましたように、要するに早目から、そのコミュニケーションツールとして使えないと身につかないと。日本語は、例えば平仮名なんていうのは、表音文字ですので非常に楽だと思うんです。この音はこの言葉で表現できる。ところが英語はそうじゃないですので、表意文字ですので、非常にハードルが高いと思います。言葉で聞いたとおり書いても、それ英語にならないですから、非常にそういう意味でいうと、格段に子供たちが難しいと思います。

ただし、私どもの小学校でも、逆にですけれども、中国や台湾の子供たちが遊びにきます。そうすると、その子たちから違う言語を喋っている、そうすると、今、私どもがしゃべって何気なくしゃべっている日本語、実は、これは大切なものなんだと、子供が逆に自覚する子供もかなりいるそうです。

ですので、それらがちょうど相まって、英語も大事だし日本語も大事だねというふうに子供たちも思っていただければ、大変幸せかなと思います。

### 副議長(田中三江君) 8番、森本信明君。

8番(森本信明君) この国語力の育成ということで、多分、おろそかにするんではないかと思うけれども、やっぱり日本人として、国語がいかに理解をできたりしていくかということ、それからテストとか、そういうものの中で読んで、その意味がどういう意味であるかということを読解力がなければ、この正解とか回答が出ないわけであります。その辺のところは、私が言うまでもなく、学校の中で指導して、されているかと思うんですが、その辺のところが英語と国語力の差がないような形にする必要があるんではないかと。また、教える側もそのことを十分理解をされて、学習に臨んでいただきたいというふうに思います。

続いて、一番肝心なのが、4番の専科教員の確保の見通しはということです。

先ほど、教育長の答弁でいきますと、県下の中で、昨年が20名、それから今年が40 人ぐらいということで、これでは到底、英語を必修にするといっても、教える側の人 員が少なければ、それなりの効果が出ないし、その辺、大きな課題と思うんです。

ただこれは、国が小学校に英語を導入をするということになれば、その教員の確保 ということが当然大きな課題となるということで、その点、今の教育長の答弁でいく と、目指すような英語教育ができるかということは、非常に甚だ難しいんではないと いう、この数字だけを見て。

その辺のところの見通しというか、こういうものが国・県から専科職員の配置について、こういう形でしますとか、こういうものが示されているのかどうかお聞きをしたいと思います。

#### 副議長(田中三江君) 宮坂教育長。

**教育長(宮坂 晃君)** これも、先ほど、森本議員の質問とちょっと重複する部分もありますけれども、我々日本人は、アメリカに行って流暢に英語をしゃべっても、それだけでは日本人としては、全く通用しない。そのときに、一番何が大事かというと、あなた日本人として日本をどう見ているかということです。

日本の文化は何がアメリカと違うかとか、そういうことをちゃんと言える。つまり 英語は、ただのコミュニケーションツールであって、英語をしゃべれることがグロー バル化には、絶対にならないわけです。そういう意味でいっても、やっぱり日本の文 化をしっかり学ぶということは、非常に大事だというふうに思っています。

今度、小学校の英語で時間、70時間とられても、それ、別に国語からとられるわけではないので、主に総合の時間からとられちゃうんですけれども、国語の時間が減らされるわけではないので、うまく両立してやってもらえるようにということです。

先ほども申し上げましたように、とても、県からうちの学校に、専科教員が近々配られるという見込みは全くありません。先ほども申し上げましたように県の研修会に出たり、あるいは小諸の研修会へ、小学校の先生、出ていただけるようにお願いはしてあります。

それから、私どもの学校では小中高の連携をしているわけですけれども、立中の英 語の教員が小学校の英語の授業を定期的に参加していただいています。

それから、去年の12月には中学校の英語教員が6年生に向けて出前授業みたいなことをやったりしています。そのような小中の連携も、これからより一層必要かなというふうには思っています。

副議長(田中三江君) 8番、森本信明君。

**8番(森本信明君)** その今の教育長の答弁からいって、専科教員がきちっと確保できるかど うかというのは、ちょっと回答にも入っていないんです。

副議長(田中三江君) 宮坂教育長。

教育長(宮坂 晃君) ほとんど見込みはありません。

副議長(田中三江君) 8番、森本信明君。

8番(森本信明君) ということになると、指導する者が、専科教員がいないということになれば、この文科省が言っている2020年から英語の教育がスタートすると、始まると、こういう今の段階では、あと残すとこ1年はないわけですから、そういうことになれば、その取り組みができないのではないかというふうに思うわけです。きちっとした、その専科教員が確保できずにして、スタートをするということ。

当然、専科ということになれば、それなりの大学の教育を受けたりしていくということになりますし、そして、今、教育庁が現実の中で研究会に出たり、出前講座で行ったりしている教職員だけで、きちっとそれだけの能力が高まって、さらにそれらの子供たちに学習指導ができるかとか、甚だ、ちょっと疑問に思うわけですけれども、その辺について、改めてお願いします。

副議長(田中三江君) 宮坂教育長。

**教育長(宮坂 晃君)** 実は英語の専科教員がいない中で英語を始めなきゃいけないのは、実は私ども、立科小学校だけではなくて、日本のかなりの小学校はそういう状況に追い込まれているわけです。ですので、いろんな研修会に出ていただいています。

実は、この四、五年の取り組みの中でも、英語をやらせるならネイティブのALTに、その時間丸々投げて授業をやらせたのが一番いいだろうということで、そういうことをした学校もあります。しかし、そういう学校というのは、ほとんど失敗しています。

つまりこの子は、自分のクラスのこの子はこういう特性があるから、こういう授業をするとこの子がわかるというふうに、担任がしっかり全ての子供を把握してやる授業は、それが国語だろうが英語だろうが数学だろうが、割とうまくいく。ところが、その専門の方が来て、子供を知らない中でやっちゃうとうまくいかないということもわかっていますので、結局は担任の先生、ちょっとこれからは非常に大変ですけれども、頑張って英語も勉強しつつ、教えてもらうしか手がないだろうなというふうには思っています。

副議長(田中三江君) 宮坂教育長、答弁は簡潔にお願いいたします。

8番、森本信明君。

8番(森本信明君) 時間の関係もありますので、その辺のところはトータル的に、また後でしまして、5番目の行政、教育委員会としての対応、つまり財政的支援とか教育委員会として、また立科町の行政として、この英語教育にかかわる関係で、今まで教育長が述べた非常に課題が大きく、2020年といえども、そういう体制が整わないような状況だということですよね。

そうすると、行政や教育委員会として、2020年に向けてどのような支援体制、当然、同じですと、国・県が立科町の立科小学校が、きちっと英語教育ができる、こういう 財政的な支援等が必要だと思うんです。

その辺のところの県の動きと、そういった財政的な支援的なもの、県、それから町ということで、これらの英語の取り組みについて、財政的支援的なものを考えているのかどうか、また、そういう動きがあるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

副議長(田中三江君) 宮坂教育長。

教育長(宮坂 晃君) これから必要なものは2つあると思っています。

1つが、今、申し上げましたような担任の英語力の向上です。このためには研修を したり、あるいはいろんな教材等が必要になるかなと思うので、この辺をやはり町の 補助で支援してあげられる必要があるかなというふうには思っています。

もう一つがALTの問題です。

今のところ、実は我が町は、非常に助かることにALTを2名配置していただいています。一人はダラさんで、これはオレゴンからの派遣の方で、もう一人は、これ、

派遣業者から来ていただいています。これ、非常に高額です。

来年度以降、ますます英語の時間が増えるということになると、この英語の時間の 派遣料がどんどん増していっちゃう可能性があります。

しかし、立科の子供たちのために、ぜひとも議員の皆様にも、これ、ご理解いただければありがたいなというふうに思っています。

副議長(田中三江君) 8番、森本信明君。

8番(森本信明君) 非常に今のところでは、県の補助とか国のとか、こういうもので財政的 な支援、また人員的な支援がない中で、この英語教育が先どうなるかもわからないけ れども、果たして20年にスタートできるか、非常に疑問に思うところです。

行政として、こういった英語教育について、町としてどういう形で支援するか、このことについて財政的な裏づけ、例えば給付金でこの教育関係に使って、ふるさと納税とかこういうものもあるわけです。そういった財源を確保するとか、それから行政として、町の教育関係についてどう考えられているのか、町長にお願いしたいと思います。

副議長(田中三江君) 米村町長。

町長(米村匡人君) お答えをさせていただきます。

今、教育長が言われたとおり、立科町の子供たち、森本議員も言われたとおりオレゴンの派遣、また2020年のオリンピック・パラリンピック、アフリカのウガンダ共和国は英語圏でもあるということの中で、この英語の重要性というものは認識をさせていただきながら、それに向けての協力を、教育委員会と議論を進めながら進めているわけであります。

その上で、教師の教員のその英語力を高めるというのは、全国的に行われていることの中で、非常に苦労をしているというような情報も入ってきています。

そういうことを加味をして、まずALTの派遣の人も入れて、今、2名体制で行っているというふうに、今、教育長からも話があったというふうに思います。

それに対して、町としても支援をしていきながら、いろいろな財源を確保していかなければいけないです。ふるさと納税の中でも教育に関するために使うというような項目も新設をさせていただいたり、また、いろいろな部分での立科の宝である子供たちのその国際的なその教養を高めるための財源というものは、今後も、やはり伝えていきながら考えていかなければいけないというふうに私も考えております。

以上です。

副議長(田中三江君) 8番、森本信明君。

**8番(森本信明君)** 少なくとも今の現状の中で、県が、国がきちっとした財源的な裏づけを していないという状況なわけです。

本来なら、国がこういう形で文科省で英語教育が必須だということの方針を打ち出しているだけに、国のそれなりの財源的な裏づけ、また人員的なものを補助しなけれ

ばいけないというふうに思います。

最終的には、2020年ということで、今の現状の中でALTなり、また講師なり、 2名でされて、長野県下の中でも40名という今の現状の中で、専科職員がいない中で、 立科町として2020年がスタートの年になるかどうか、いささか疑問の点があります。 この2020年というスタートをする目標について、そのスタートができるかどうか、 このことについてお答えをお願いしたいと思います。

副議長(田中三江君) 宮坂教育長。

**教育長(宮坂 晃君)** とはいっても、とにかくやるしかないので、今、先生方、一生懸命研修に行っていただいたりしているので、私どもとしても、そのように県からも支援は望めないわけですから、自力で何とか頑張るしかないので、何としてでもやるしかないというふうには思っております。

とにかく、そういうふうに決まったことなので、やるしかないということであります。

副議長(田中三江君) 8番、森本信明君。

**8番(森本信明君)** このスタートをするということになると、教育長も先ほど到達目標、それから評価をするということですよね。指導員、その先生がいないということで、非常に希薄になる部分というのがあろうかと思うんです。

それはなぜか、誰が一番あるかというと子供たちが、きちっとそういう指導の中で、特に今でも2人体制とか、いろんな他の科目もみんなが公平に、またみんなが公平な能力を保てるような学習をしているということの中で、非常に体制的には無理があるんではないかと思います。

あと1年あるわけであって、その辺、どうでもなく、もうやらなきゃならないということはわかるんですが、それなりの成果をおさめていかなければ、一番なるのは子供たちだと思うんです。その辺のところを踏まえて、十分、この1年残されたところについて、県もしくは国、そして町として、改めて英語の授業に対する体制づくりをお願いをしたいところであります。

その辺について、改めてやらざるを得ないというようなことで、教育長も答弁され たわけです。また行政として、その辺のやらざるを得ないという状況の中で、行政と してどのような支援の決意があるか、改めて町長、お答えを願います。

副議長(田中三江君) 米村町長。

町長(米村匡人君) お答えをさせていただきます。

教育長からの打ち合わせというか、いつも話をしている中でも、本当に今、県でも 英語教育の推進リーダーによる伝達の研修、また今、先進的に取り組まれている小諸 市ですけれども、それに対する公開授業への参加をしていただいたり、文部科学省か ら示された新教材の活用方法についての研修会なども、行っているというような報告 は受けております。 そういう中で、立科小学校では英語を持つ予定の高学年の担任の先生を優先的に研修にも出しているんだというような報告も伺っています。

また、私たちもそうですけれども、中学校の3年間、高校の3年間で英語を勉強しても、私もそうですけれども、あまり英語が流暢に話せない、書けないというような現状もあります。

そういう中でも、立科中学校の英語の教員の先生が小学校に出向いて、英語の授業を参観したり、また、昨年の12月には中学校の英語の教員の先生が6年生向けに出前の授業も実施をしておりますというような話を、教育委員会のほうからもお話をいただきながら、順調に準備を進めているというふうに考えています。

そういう中でも行政としても全面的にそういうことに支援をしていきながら、資金 面、またそういう部分でもしっかりと支えていきたいというふうに考えております。 以上です。

副議長(田中三江君) 8番、森本信明君。

**8番(森本信明君)** その目標に達したかどうか、評価を受けるというのは、子供たちがどれ だけその英語力が身についたかということだと思うんです。

その上に立って評価がされて、またその体制づくりが欠けた点とか、よい面を伸ばすということだろうと思います。その辺のところを非常に不十分ながらの2020年のスタートということを認識をして、取り組んでいただきたいと思います。

続いて、2番目の中学校における運動部活動についてということであります。この ことについては、私も、過去2回ほどこの中学校の関係についていたしました。

これは、25年の12月それから28年の12月の定例会で、特に長野県の中学生期のスポーツ活動指針や早朝練習についても質問した経過があります。その後、平成30年3月にスポーツ庁の運動部のあり方に関する総合的なガイドラインが示され、また教員の働き方改革について、部活動のあり方等が議論が活発化されているのが現状であります。

とりわけ、今、こういう新聞報道でされている見出しを見ると、教育改革の中で、この見出しだけ読ませてもらうと、ある新聞なんですが、強要と強化ジレンマ、休むこととか強化すること、この2通りの意見、それから短時間で工夫の流れ、週のやる日にち並びに時間が少なく済んだ工夫をしたやり方、もしくは競技力向上に懸念もということで、技術的なこともある程度加味をして取り組むというような意見もあるというように聞いております。その辺で、中学校における運動活動について、現在の動向とかについて、答弁をお願いをしたいと思います。

副議長(田中三江君) ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

宮坂教育長、登壇の上願います。

〈教育長 宮坂 晃君 登壇〉

教育長(宮坂 晃君) 時間もありませんので、主に現状をお話したいと思います。

国や県がスポーツの指針を出した、よって立つところというか理由ですけれども、 実は長野県の中学生、全国はそうでもないらしいんですけども、長野県の中学生だけ とってみると、年々運動部の加入率がどんどん減っています。実はこれ、本校中学校 も同じです。全国平均に比べて、運動能力が非常に低い。これも実は私どもの学校で も同じです。加えて、本町は急激な少子化もありまして、部活、子供の数が減ると教 員の数を減らされるので、要するに部活そのものあるいはそれを指導する顧問とかで、 非常に問題が多いということです。

今、7運動部2文化部が活動していますが、実はそのうちの2つの運動部は、来年は休部状態になってしまいます。これ、実は中学校だけではなくて、小学校のスポーツ少年団の数も年々減っているので、これは長期的に非常に深刻な課題になるなというふうに思っています。少なくても隣の和田中は、好きな部活がないからと言って生徒が転籍して、結局学校がなくなっちゃった状態ですので、これ非常に重大な問題だなと思っています。

その、国や県が出したものは、要するにバランスよくやりなさいと、あまり過激に やってもいけないし、かといってスポーツから離れないような楽しい運動を子供たち に教えてねというのが、実はそのメーンの骨子だというふうに理解しています。

副議長(田中三江君) 8番、森本信明君。

8番(森本信明君) 先ほど答弁あったよう、少子化による生徒数の減少、確かに立科町の生 徒数が非常に少ないと。また、立科町のスポーツ少年団も、昔は百何人もいたけど、 現在40名というような形になっています。

その小学校における少人数が、中学に行ってそのままスポーツ活動にやるかどうか ということは、ちょっといささかいろんな中学の生徒自身の考え方、それから並びに 保護者の考え方によって、大きく変わってくるだろうということであります。

先ほど、現状のお話をいただいたんで、この2番目のスポーツ庁、県教育委員会のあり方に関するガイドラインというのが示されているわけですけども、その辺のところについてかいつまんで、時間の関係がありますから、主な点について答弁いただけますか。

副議長(田中三江君) 宮坂教育長。

**教育長(宮坂 晃君)** この部活に関しては、非常に後で森本議員から質問もあると思うんですけども、保護者や子供がとらえ方がその辺は極端だと思うんです。物すごく一生懸命やってもらいたいというご家庭もいるし、いやいやもうちょっとゆるくやってくれないという家庭もいるわけというか、子供もいるわけです。

どちらかというと、昨今、一部の部活も過熱化して、スポーツ障がいになってしま うような中学生も出てきたということで、そうじゃなくて、先ほども申し上げました けども、もうちょっとバランスよく部活をやっていただけないかということで、例え ば部活は週2日以上の休養日は設けてねと、1日は2時間以内にしてねとか、あるいは朝部活は止めてねと、それから社体との一体化した部活は止めてねとみたいなことがいろいろと提言をされています。

その反面、いわゆるスポーツと言われる誰でもすぐできるようなスポーツ、それから季節ごとに異なる運動をするような部活があってもいいんじゃないのというような 提案もされています。

以上です。

副議長(田中三江君) 8番、森本信明君。

8番(森本信明君) 今言われた現状の中での話であって、ガイドライン的にいけば、知徳体のバランスとれた生き方とか、こういうことで示されています。立科教育の中でも、知徳体という教育方針で臨まれている。これは今、私が申し上げたのは、生きる力をつけるということは、スポーツを通じて養っていくと、こういうようなガイドラインは示されているわけです。

その辺のところは、先ほど言われたように、子供たちがどう選択するか、それから 保護者がどう考えるかによって、このガイドラインに沿ってできるかどうかというの は非常に難しい問題がありますけれども、少なくともスポーツを通じて生きる力をつ ける、また学力のほうに臨む力をつけるとか、そういうふうな意味合いがあろうかと 思います。

あと、中学、教育委員会としてのあり方とかは、時間の関係ありますので、今まででいくと、それぞれ人員が少ない中でどうやってプログラムを組んで加入をさせて指導していくかということになろうかと思うんです。その辺のところは、時間の関係ありますのでちょっと省かせていただきますが、その中でも部員を集める、それから保護者の協力を得るということになれば、当然生徒の人数と保護者の意向がということが大きくかかわってくると思うんです。

この中でも、部活動のあり方に関する考え方ということで、部活動の顧問の教員が 回答した中では、将来的に地域でも担うべきというのが36%、それはニーズに合わせ た多様な活動ということで、三十一、二%ぐらいなんです。

部員の保護者はどう思っているかというと、今までどおり学校が担うというのが41.5%、お金がかかっても指導者を配置し部活活動をやるべきだと、これが約30%ぐらいということで、部員の保護者からいけば、今までどおり学校が面倒を見るということになろうかと思うんです。

ただ働き方改革の中では、非常に顧問の教員の負担が大きいと、こういうことが言われ、残業の時間も長かったりする。ただ、教員の中でも、少なくとも競技力を高めるために積極的に部活の顧問としてやっていくと、これはどっちかというと、この学校の先生におかれて自分がその部活動をやるために採用されたわけじゃないと。今までの自分が生きてきた学生生活なり、スポーツを通じて楽しんできたことから、部活

に担当となるというようなことだと思うんです。

その辺は、やっぱりこの部活動の指導員の制度の導入とか指導員の確保、行政の運営費の支援、地域との連携等の必要性というのが、当然、教員の働き方改革、負担を 軽減をさせていくということの大きな基準があろうかと思うんです。

その辺について、今言われた関係について、部活動制度の導入とかそれから財政的な行政の支援というようなことでどう考えられていくのか、時間があと5分しかないんですが、3分ぐらいでまとめていただけますか、どういう取り組みをしていくのか。

副議長(田中三江君) 宮坂教育長。

**教育長(宮坂 晃君)** 運動部の顧問は、実は60%が自分の専門とした種目ではない、少なく ともそのうち2割は大学までに運動部に所属していないという職員が、運動部を実際 には顧問をやらなくてはならないという実態です。

それから、10年前に比べて、部活の時間は1日1時間以上延びて、これが今、森本 議員がおっしゃったような働き方改革と逆行するんじゃないかということで、運動指 導部員、部活指導員制度というのができています。

いずれにしましても、先ほどお話あったように、これからは中学校の部活等も地域で担う時代がやってくると思います。そのためにも、今でも既に外部コーチを中学校のほうに入れているわけですけども、そういうような担い口を我々も考えていかなければならないのかなというふうには思っています。

以上です。

副議長(田中三江君) 8番、森本信明君。

8番(森本信明君) 今回、私の質問項目、ちょっと多く上げて、時間の配分がうまくいかなかったわけですけれども、最終的にはこの学校の先生だけに頼るということにはならない。当然そうなると、地域のスポーツ推進委員会とかまたはスポ少の指導者とかこういう者も交じって、町としてスポーツ活動、中学の活動を支援をしていくということが必要になってくると思うんです。

そうなると、その指導員たる人材をきちっと確保しなきゃならないし、そういうものの取りまとめも必要ではないかと思います。あわせて、保護者の理解というものも非常に大きな比重を占めるんではないかと。

指導員の関係については、それぞれ国のほうでも地域の指導員も部活活動に専念をし、さらにスポーツ大会の引率をして、できるというような指導方針、法的なものも出されているというような記述がありました。その辺のところについて、いま一度地域との連携、それから指導員の人材確保ということについてどう取り組まれるのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

副議長(田中三江君) 宮坂教育長。

**教育長(宮坂 晃君)** 実際に立科中学でも、外部指導員が3名、これ男子バレー部だけですけども、実際に入っていただいています。これからも、そのように専門の顧問がいな

いというような場合であれば、町としてもやっぱり学校と協力してそのような部活動 員を充足していく必要があるのかなというふうには思っています。

以上です。

副議長(田中三江君) 8番、森本信明君。

8番 (森本信明君) 最後になりますけれども、当然この地域だけの支援ということとか、部活動とかこういうものを運営するには、当然その財政的な裏づけが必要になると思うんです。この新聞報道など見ると、県内でも県教委が国の補助を活用して、地域のそれを廃止をしているというようなこともあります。その辺のところ、やっぱり財政的な裏づけをどこに求めるかということになれば、当然町の財政も厳しい中にあって、国、県に求めざるを得ないということだと思うんです。

そういったスポーツ活動に対する財政的な裏づけをきちっとする必要もあるし、これらがスポーツ活動につながっていく。また地域との連携によって人材を確保して、 子供たち、児童生徒と寄り添ったスポーツ活動が推進できるんではないかと。

当然、働き方改革とかこういうものとの擦り合わせ等もおのずと必要となるかと思います。その辺のところは、十分中学校の部活動について、改めて人材確保とか財政面についても、しっかりと計画を立てて進めていただきたいと思います。

以上で、終わります。ありがとうございました。

副議長(田中三江君) これで、8番、森本信明君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。これで散会します。お疲れさまでした。

なお、この後議会運営委員会が開催されます。委員は第一委員会室にお集まりください。

(午後2時33分 散会)